

株式会社 国際協力銀行 (JBIC)

INDEX

| 新公布法令•改正法令情報 ······2 |
|--|
| 投資関連制度情報 中国における国家データ安全保障システム ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| コラム - 名古屋外国語大学 教授 日立総合計画研究所 リサーチフェロー 真家陽一 ·····20 本格化する中国の脱炭素政策 |
| コラム - キャストグローバルグループ代表 弁護士・税理士・香港ソリシター 村尾 龍雄 · · 38 中国長江デルタ地域の環境規制 |



JBIC 中国レポート 2021 年度第2号 JBIC 中国レポート 2021 年度第2号

表紙写真:湖北省荊沙長江大橋架橋プロジェクト (1998年事業開発等融資案件)

JBIC 中国レポート

本レポートは、株式会社国際協力銀行 北京代表処が、日系企業の皆様の中国に於ける ビジネスの参考として役立ちそうな投資、金融、税制等にかかる現地の情報を集め、配 信させて頂くものです。本レポートに関するご質問・ご要望等ございましたら、当代表 処までご照会下さい。

また、本レポートはホームページでも御覧頂けます。

https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/china.html

株式会社国際協力銀行 北京代表処 北川 善彦

新公布法令·改正法令情報

主な新公布法令【1】

(2021 年 3 月から 2021 年 5 月までの期間にて公布された新法令のうち、特に重要と思わ れるものについて会社設立・M&A、税関管理、税務・会計、その他の項目別にとりまとめ たもの。)

会社設立・M&A

法令名: 外商投資プロジェクト「国が発展を奨励する内外資プロジェクト確認書」の

取扱いの最適化に関する国家発展改革委員会の通知

公布部門: 国家発展改革委員会 文書番号: 発改外資[2021]368号

公布日: 2021年3月16日 施行日: -

概要等: プロジェクト単位は、発展改革部門が発行したプロジェクト確認書、輸入設

備リストその他の関連文書により、規定に従い税関に対し税減免の関連手

続をする。

1 本来、法令の公布は、中央性法規については国務院の、地方性法規については地方人民代表 大会常務委員会の承認を経てなされる。本レポートでは、かかる公布手続きを経たことが確認 できない法令、規範性文書(法令以外の文書)についても、便宜上、その発出日を公布日とし て表記。施行日については、規定により確認可能であるものについてのみ、表記している (「一」は未確認の意)。また一部法令については、遡及施行されている。

例)企業所得税法に基づき制定された税務通達

公布日: 2009年7月1日、施行日: 2008年1月1日(遡及適用)。

また、文書番号の文字部分は、法令公布部門を表す。

法令名: 「外資保険会社管理条例実施細則」の改正に関する中国銀保監会の決定

公布部門: 中国銀行保険監督管理委員会 文書番号: 2021 年第 2 号令 公布日: 2021年3月10日 施行日: 2021年3月10日

概要等: 保険業の対外開放をさらに拡大するため、今回の改正では「実施細則」にお

ける外資株比率に関係する制限的規定が削除され、外資保険会社又は外国保 険グループ会社は外資保険会社の株主として、その持株比率につき 100%ま で達することができる。保険会社又は保険グループ会社以外の境外の金融機 関が外資保険会社の株主となる場合には、「保険会社持分管理方法」の関連

規定を適用する。

外資法人銀行の親銀行グループに対する大口リスク・エクスポージャーに関 法令名:

係する監督管理要求の明確化に関する中国銀保監会弁公庁の通知

公布部門: 中国銀保監会弁公庁 文書番号:銀保監弁発[2021]46号

公布日: 2021年4月2日

施行日: -

概要等: 外資法人銀行の親銀行グループ内の同業単一顧客又はグループ顧客に対する

リスク・エクスポージャーは、「商業銀行大口リスク・エクスポージャー管 理弁法」が定める大口リスク・エクスポージャー監督管理要求の制約を受け ない。親銀行グループの標準は、非現場監督管理統計報告表の記入標準と一

致する。

• 税関管理

法令名: 「輸入食品境外生産企業登録管理規定」の公布に関する令

公布部門: 税関総署 文書番号: 248 号令

公布日: 2021年4月12日 施行日: 2022年1月1日

概要等: 輸入食品の境外生産企業は、登録の延長を必要とする場合には、登録有効期

間が満了する前の3か月から6か月内に、登録申請ルートを通じて、税関総 署に対し登録延長申請を提出しなければならない。2012年3月22日に原国 家品質監督検査検疫総局令第145号により公布され、2018年11月23日に 税関総署令第 243 号により改正された「輸入食品境外生産企業登録管理規

定」は、同時にこれを廃止する。

「輸出入食品安全管理弁法」の公布に関する令 法令名:

公布部門: 税関総署 文書番号: 249 号令

公布目: 2021年4月12日 施行日: 2022年1月1日

概要等: 2011 年 9 月 13 日原国家品質監督検査検疫総局令第 144 号により公布され、

> 2016年10月18日原国家品質監督検査検疫総局令第184号及び2018年11 月 23 日税関総署令第 243 号により改正された「輸出入食品安全管理弁法」、 2011年1月4日原国家品質監督検査検疫総局令第136号により公布され、

2017 年 11 月 14 日原国家品質監督検査検疫総局令第 192 号により公布され、2018 年 11 月 23 日税関総署令第 243 号により改正された「輸出食品生産企業備案管理規定」は、同時にこれらを廃止する。

• 外貨管理

法令名: 個人経常項目外貨業務の利便化の更なる推進に関する国家外貨管理局の通知

 公布部門: 国家外貨管理局
 文書番号: 匯発[2021]13 号

 公布日: 2021年3月25日
 施行日: 2021年3月25日

概要等: 個人人民元・外貨両替特別許可業務経営機構が個人外貨業務を取り扱うにあ

たっては、この通知を参照して執行する。「個人外貨業務情報システムを最適化することに関する国家外貨管理局の通知」(匯発[2016]34号)は、同時にこれを廃止する。従前の規定がこの通知と一致しない場合には、この通知

に従い執行する。

税務・会計

法令名: 中国共産党中央弁公庁及び国務院弁公庁の印刷発布による「租税徴収管理改

革の更なる深化に関する意見し

公布部門: 中国共産党中央弁公庁・国務院弁公庁 文書番号: 財会[2021]1号

概要等: 社会保険料の徴収、不動産取引及び不動産登記等の面でのブロックチェーン

技術の応用を模索し、かつ、税・費用関連情報の共有等の分野における応用を引き続き開拓する。2022年までに、税務の法律執行の規範性、税・費用サービスの利便性及び税務監督管理の正確性において重要な進展を得る。2023年までに、「ノーリスク納税者には手間をとらせず、違法があれば追及し、全過程でインテリジェントコントロールを強化する」という税務法律執

行の新体系を基本的に構築する。

法令名: 研究開発費用の追加損金算入政策の更なる完全化に関する公告

公布部門: 財政部·税務総局 文書番号:公告 2021 年第 13 号

発布日: 2021年3月31日 施行日: 2021年1月1日

概要等: 製造企業に研究開発活動を展開する中で実際に発生した研究開発費用につ

いて、無形資産を形成せずに当期損益に計上する場合には、規定に従い実際に基づき控除することを基礎として、2021年1月1日から、実際発生額の100%の割合により更に追加損金算入する。無形資産を形成する場合には、2021年1月1日から、無形資産原価の200%の割合により税引前に償却す

る。

法令名: 研究開発費用の追加損金算入にかかる新政指針

公布部門: 税務総局 文書番号:-

発布日: 2021年5月14日 施行日: 2021年1月1日

| 概要等: タバコ製造業、宿泊及び飲食業、卸売及び小売業、不動産業、リース及び商

務サービス業並びに娯楽業以外の他の企業は、追加控除政策をいずれも享

受できる。

法令名: 「海南自由貿易港の観光業、現代サービス業及びハイテク産業の企業所得税

優遇目録」の印刷発布に関する財政部及び税務総局の通知

公布部門: 財政部・税務総局 文書番号: 財税[2021]14 号

発布日: 2021 年 3 月 18 日 施行日: 2020 年 1 月 1 日

|概要等: 「海南自由貿易港企業所得税優遇政策に関する財政部及び税務総局の通知」

(財税[2020]31号) 第2条における旅行業、現代サービス業及びハイテク産業は、本目録に従い執行する。そのうち、外商投資企業は、本目録の外商投資を奨励する産業目録における産業として執行する。本目録は、2020年

1月1日から2024年12月31日まで執行する。

| 法令名: 企業・事業単位の制度改革・再編に関係する契税政策の継続執行に関する公

告

公布部門: 財政部·税務総局 文書番号:公告 2021 年第 17 号

発布日: 2021年4月26日 施行日: 2021年1月1日

概要等: 企業が関係法律法規の規定に基づき変更、合併、分割、破産等を実施する場

合には、契税の徴収を免除する。執行日から、企業・事業単位は制度改革・ 再編の過程において、この公告の規定に適合するものの既に契税を納付し ている場合には、税還付を申請することができる。かかわる契税がまだ処理 されておらず、かつ、この公告の規定に適合している場合には、この公告に

従い執行することができる。

法令名: 環境保護税の課税汚染物質排出量を計算するにあたっての汚染物質排出係

数及び物質収支法を発表することに関する生態環境部、財政部及び税務総局

の公告

| 公布部門: 生態環境部・財政部・税務総局 文書番号:公告 2021 年第 16 号

発布日: 2021年4月28日 施行日: 2021年5月1日

概要等: この公告は2021年5月1日から施行し、「汚染物質排出量を計算するにあ

たっての汚染物質排出係数及び物質収支法を発表することに関する公告」

(環境保護部公告 2017 年第 81 号) は、同時にこれを廃止する。「環境保護税に関係する問題に関する財政部、税務総局及び環境保護部の通知」(財税 [2018]23 号) 第 1 条第 2 項は、同時にこの公告の規定に従い改めて執行す

る。

法令名: 汚染防止処理に従事する第三者企業の所得税政策を具体化することに関係

する問題に関する国家税務総局、国家発展改革委員会及び生態環境部の公告

公布部門: 国家税務総局・国家発展改革委員会・生態環境部

文書番号: 公告 2021 年第 11 号

 発布日:
 2021年4月29日
 施行日:
 2021年6月1日

概要等: 汚染防止処理に従事する第三者企業は、60 号公告の規定により優遇政策を

享受する際には、「改訂後の「『企業所得税優遇政策事項取扱弁法』の発布に 関する国家税務総局の公告」(2018年23号)の規定に従い、「自ら判別し、

享受を申告し、及び関連する資料を保存して検査に備える」という方式を採

用して手続する。

法令名: 先進的製造業の増値税の期末における控除未済にかかる税還付政策を明確

にすることに関する公告

公布部門: 財政部·税務総局 文書番号:公告 2021 年第 15 号

発布日: 2021年4月23日

施行日: 2021年4月1日

│ │ 概要等: 先進的製造業納税者の増分の控除未済税額の還付申請にかかるその他の規

定は、「増値税改革を深化させることに関係する政策に関する財政部、税務総局及び税関総署の公告」(財政部/税務総局/税関総署公告 2019 年第 39 号)及び「一部の先進的製造業の増値税の期末における控除未済にかかる税還付政策を明確にすることに関する財政部及び税務総局の公告」(財政部/税務

総局公告 2019 年第84号)に従い執行する。

その他

法令名: 経営用途貸付が規定に違反して不動産分野へ流入することを防止すること

に関する中国銀保監会弁公庁、住宅及び都市・農村建設部弁公庁及び中国人

民銀行弁公庁の通知

公布部門: 中国銀保監会弁公庁・住宅及び都市・農村建設部弁公庁・中国人民銀行弁公

庁

文書番号: -

公布日: 2021年3月26日 施行日: -

概要等: 銀行業金融機構は、規則に違反して信用貸付資金を建物購入に用いる法的リ

スク及び関連する影響を書面により借主に提示しなければならない。借主 と貸付合意を締結する際には、同時に資金用途承諾レターを締結しなけれ ばならない。貸付金が不動産分野に流用されたことを発見した場合は直ち に貸付金を回収し、与信枠を引き下げ、相応する法的責任を追及することを 明確にしなければならない。銀行業金融機構は、ウェブサイトにおける公 示、営業拠点に掲示する公告等の方式を通じて宣伝教育を強化しなければ ならない。 法令名: 「長江デルタ G60 科学イノベーション回廊建設方案」の印刷発布に関する

科学技術部、国家発展改革委員会、工業情報化部、人民銀行、銀保監会及

び証監会の通知

公布部門: 科学技術部・国家発展改革委員会・工業情報化部・人民銀行・銀保監会・証

監会

文書番号: 国科発規[2020]287号

公布日: 2021年4月1日

施行日: -

概要等: 交通物流企業が高品質で、専門化され、全行程がオーダーメイドの物流サー

ビスを発展させるよう指導し、奨励する。大型工場・鉱山及び製造業基地に向けた「点対点」の直通貨物列車を増やすことを支持する。時速 160 キロ以上の高速貨物列車及び高速鉄道列車のコンテナを増やす。高速鉄道運送試行を深化させ、専門化された運送手段を発展させ、高速鉄道運送の発展を

推進する。

法令名: 金融持株会社の董事、監事及び高級管理者職務就任備案管理暫定施行規定

公布部門: 中国人民銀行

文書番号: [2021]第 2 号令

公布日: 2021年3月31日

施行日: 2021年5月1日

概要等: 金融持株会社の董事、監事及び高級管理者に対する職務就任管理を強化し、

金融持株会社の運営を規範化し、かつ、経営リスクを防止するため、「金融 持株会社参入許可管理の実施に関する国務院の決定」(国発[2020]12 号)、

「金融持株会社監督管理試行弁法」(中国人民銀行令[2020]第4号により発

布)及び関係する法律法規に基づき、この規定を制定する。

法令名: 上海浦東新区の関係イノベーション措置及び経験・方法を普及させ手本とす

ることに関する国家発展改革委員会の通知

公布部門: 国家発展改革委員会

文書番号:発改地区[2021]345号

公布日: 2021年3月11日

施行日: 一

概要等: 上海浦東新区の300余りの自由貿易試験区改革試行の経験は、既に全国又

は関係地区において複製され普及している。これを基礎として、今回普及させる予定の関係イノベーション措置及び経験・方法は合計で3種類25項目51条あり、これには改革システム集成、制度型開放及び高効率統治の3つ

の面を含む。

法令名: 海南自由貿易港建設において市場参入許可緩和を支持することにかかる若

干の特別措置に関する国家発展改革委員会及び商務部の意見

公布部門: 国家発展改革委員会

文書番号:発改体改[2021]479号

公布日: 2021年4月7日

施行日: 一

| 概要等: 海南国際文物芸術品取引センターの建設を支持する。芸術品業種の展覧、取

引、競売等の国際規則を導入し、中国海南国際文物芸術品取引センターの建

設を組織し、「一帯一路」沿線国の優秀な芸術品と文物保護の関連法律の規定に適合する取引可能な文物のため、開放的、専門的、便利かつ高効率な国際化取引プラットフォームを提供する。国内外の有名な競売機構が取引センターで業務を行うことを奨励する。通関の利便性、保税貨物監督管理、倉庫保貯蔵・物流等の面で政策支援を行う。

法令名: 海南における改革開放の全面的深化を金融により支援することに関する中 国人民銀行、中国銀行保険監督管理委員会、中国証券監督管理委員会及び国 家外貨管理局の意見

公布部門: 中国人民銀行・中国銀行保険監督管理委員会・中国証券監督管理委員会・国 家外貨管理局

文書番号: 銀発[2021]84号

公布日: 2021年3月30日 施行日: -

概要等: クロスボーダー貨物貿易、サービス貿易及び新型国際貿易決済の利便化を更

に推進する。慎重周到で規則に適合する海南自由貿易港の銀行は、支払指図により優良顧客のために真実で規則に適合する貨物貿易及びサービス貿易 決済の取扱いを試行し、銀行の真実性審査の事前審査から事後検査への転換を実現することができる。クロスボーダーサービス貿易に付帯する資金 支払い及び移転制度を実施する。文化、スポーツ及び観光企業信用ビッグデータプラットフォームを構築し、文化、スポーツ及び観光分野の金融サービスを強化する。

法令名: 天津、上海、海南及び重慶におけるサービス業拡大開放総合試行の展開に同意することに関する国務院の回答

公布部門: 国務院 文書番号: 国函[2021]37 号

| 公布日: 2021年4月9日 施行日: 2021年4月9日

| 概要等: 農村の第一次・第二次・第三次産業の融合発展の合理的な用地の必要(農産

品加工流通、農村レジャー観光・旅行、電子商取引等が混合・融合する産業 用地)を保障し、農村の第一次・第二次・第三次産業の融合発展用地の範囲 を明確にし、農村産業が県域の範囲内で統一的に配置されるよう誘導し、集

団建設用地の使用ルートを開拓する。

法令名: 金融機構マネーロンダリング防止及びテロリズムへの資金供与防止管理弁

法

公布部門: 中国人民銀行 文書番号:令[2021]第3号

公布日: 2021年4月15日 施行日: 2021年8月1日

| 概要等: 金融機関は、規定に従いマネーロンダリング防止及びテロリズムへの資金供

与防止にかかる内部統制制度を確立して健全化し、マネーロンダリング及 びテロリズムへの資金供与のリスクを評価しなければならない。リスク状 況及び経営規模に相応するリスク管理メカニズムを確立し、マネーロンダリング防止情報システムを構築し、部門を設立し、又はこれを指定して相応する人員を配置し、マネーロンダリング防止及びテロリズムへの資金供与防止にかかる義務を有効に履行しなければならない。非銀行支払機構、銀行カード決済機構、資金決済センター及びネットワーク小額貸付会社並びに為替業務、ファンド販売業務、保険専門代理及び保険仲立業務に従事する機構には、金融機構に関するこの弁法の監督管理規定を適用する。

法令名: 「上海金融法院事件の管轄に関する規定」の改正に関する最高人民法院の決

定

公布部門: 最高人民法院 文書番号:法釈[2021]9号

| 発布日: 2021年4月21日 施行日: 2021年4月22日

| 概要等: この決定に基づき、「上海金融法院事件の管轄に関する最高人民法院の規定」

について改正をし、改めて公布する。

| 法令名: 「政府調達需要管理弁法」の印刷発布に関する通知

| 公布部門: 財政部 文書番号:財庫[2021]22 号

公布目: 2021年4月30日 施行目: -

概要等: 調達プロジェクトが大型装備等の後続調達にかかわる場合には、互換性要求

を考慮する必要がある。サプライヤーに後続供給の価格、後続調達の代替可能性並びに関連製品及びその見積りを提示するよう要求し、これを評価審

査の際に考慮する要素とすることができる。

法令名: 知的財産権分野における「行政簡素化と権限委譲・緩和と管理強化の結合・サ

ービスの最適化」改革を深化させイノベーション環境及びビジネス環境を最適

化することに関する国家知識産権局の通知

公布部門: 国家知識産権局 文書番号: 国知発服字[2021]10 号

公布日: 2021年5月10日

施行日: -

概要等: 人工知能、ビッグデータ等の技術の商標及び特許審査における運用を深化さ

せ、特許審査及び検索のスマート化システムの機能を最適化する。銀行がオンラインで特許権の質権設定登記を代行する試行地区の範囲を拡大し、銀行の地方金融総合サービスプラットフォームを通じた質権設定登記業務システムへの直接連結の実現を早急に推進する。条件に適合する外国人が特許代理師資格試験に参加し、及び外国特許代理機構が中国に常駐代表機構

を設立する開放改革試行を展開する。

| 法令名: 香港特別行政区破産手続を認可し、及びこれに協力する試行業務の展開に関す

る最高人民法院の意見

公布部門: 最高人民法院 文書番号:法発[2021]15号

公布目: 2021年5月11日 施行目: -

概要等: この意見は、香港特別行政区が債務者の主たる利益の中心の所在地である場合の香港破産手続に適用する。香港において管財人が認可及び協力を申請する場合には、債務者の主たる利益の中心は、既に香港特別行政区に6か月以上連続して存在していなければならない。債務者の内地における主たる財産が試行地区に位置し、試行地区に営業地が存在し、又は試行地区に代表機構が設置されている場合には、香港管財人は、この意見により香港破産手続の認可及び協力を申請することができる。最高人民法院は、上海市、福建省アモイ市又は広東省深圳市の人民法院を指定し、香港破産手続の認可及び協力の試行業務を展開させる。

法令名: 知的財産権保護の強化への協力強化に関する国家知識産権局及び公安部の意見

公布部門: 国家知識産権局 文書番号: 国知発保字[2021]12 号

公布日: 2021年5月20日 施行日: 2021年5月20日

概要等: 知的財産権管理部門は、日常業務において、違法行為が明らかに犯罪の嫌疑にかかわることを発見した場合には、遅滞なく同級の公安機関に通報しなければならない。知的財産権管理部門と公安機関は、自発的に関連する行政部門及び司法機関と共同して状況情報通報制度を確立し、各部門のデータ

共有を段階的に実現し、情報共有プラットフォームの構築を推進しなけれ ばならない。

法令名: 技術調査官が特許、集積回路配置図設計にかかる権利侵害紛争の行政裁決事件 処理へ参与することに関する若干の規定(暫定施行)

公布部門: 国家知的財産権弁公室 文書番号: 国知弁発保字[2021]17号

公布日: 2021年5月7日 施行日: 2021年5月7日

概要等: 技術調査官は、行政裁決事件取扱人による指名派遣に基づき、事件の技術的事実を調査により明らかにするためにコンサルティングを提供し、技術調査意見その他の必要な技術協力を出す。技術調査官が行政裁決業務と関係する法律法規及び関連規定に違反し、汚職収賄し、若しくは私利をはかり、又は虚偽、誤導若しくは重大な遺漏のある不実の技術調査意見を故意に発行した場合には、法により責任を追及しなければならない。犯罪を構成する

ときは、法により刑事責任を追及する。

法令名: ブロックチェーン技術の応用及び産業発展の推進の加速化に関する工業情報化 部中央ネットワーク安全情報化委員会弁公室の指導意見

公布部門: 工業情報化部中央ネットワーク安全情報化委員会弁公室

文書番号: 公告第 426 号

公布日: 2021年5月27日 施行日: -

概要等: センサー、信頼できるネットワーク、ソフトウェア・ハードウェアの結合等

の技術を利用して、オンチェーンとオフチェーンのデータ協同を強化する

ことを支持する。ブロックチェーンと他の次世代情報技術との融合を推進し、安全で制御可能な、チェーン間で互換性のあるブロックチェーンインフラストラクチャーの構築を推進する。

法令名: 「公証サービスを最適化し企業・民衆に更に便宜をはかることに関する意見」の 印刷発布に関する司法部の通知

公布部門: 司法部 文書番号: 司発 [2021] 2 号

公布日: 2021年5月28日 施行日: -

概要等: 経済社会の発展を助けるという公証の役割を十分に発揮させ、企業のため適時かつ高効率な公証法律サービスを提供する。企業関連の「グリーンゲート」を効果的に運用し、専門の証書取扱窓口を設置し、公証人の「一対一」全過程追跡サービスを手配し、当日受理、適時処理及び迅速な証明書発行を実現

する。

法令名: 「海水淡水化利用発展行動計画(2021-2025年)」の印刷発布に関する国家発展

改革委員会及び自然資源部の通知

公布部門: 国家発展改革委員会・自然資源部 文書番号:発改環資[2021]711号

公布目: 2021年5月24日 施行目: -

概要等: 2021年11月末までに、省級公共資源取引プラットフォーム、入札募集・入

札公共サービスプラットフォーム及び省級行政監督部門のウェブサイトコラムにおいて目録及び全文(又はウェブサイトアドレスへのリンク)を公表し、かつ動態的に更新し、市場主体による閲覧を便利にする。目録に組み入れられていないものは、一律に行政監督管理の根拠としてはならない。

投資関連制度情報

中国における国家データ安全保障システム

2021年6月以来、中国では、「データ安全法」、「基幹情報インフラストラクチャー安全保護条例」、「個人情報保護法」が公布され、データ安全に関する法律の枠組み構築ができた。「データ安全法」は2021年6月10日第13期全国人民代表大会常務委員会第29回会議により採択、同日主席令第84号により公布、同年9月1日に施行され、「基幹情報インフラストラクチャー安全保護条例」は2021年7月30日国務院令第745号により公布、同年9月1日に施行され、「個人情報保護法」は2021年7月30日国務院令第745号により公布、同年9月1日に施行される。

本稿では、「データ安全法」、「基幹情報インフラストラクチャー安全保護条例」及び「個人情報保護法」について、概要を説明する。

第一、中国の国家データ安全保障システム

| 国家安全 | | | | | | | | |
|--------|--|--|---|--|--|--|--|--|
| | データ安 | :全 | ネットワーク安全 | | | | | |
| 法律 | データ安全法 | 個人情報保護法 | ネットワーク安全法 | | | | | |
| 法規(一部) | 自動車データ安全管理若干規定(試行) 自動車データ安全管理弁法(意見募集稿) (2019年5月) (2021年) | 個人情報出境安全評価弁法(意見募集 (2021年) 一般類型のモバイルインターネット | (2011年) (2019年) (2019年) (2019年) 児童個人情報サービス管理規定 (2019年) | | | | | |

「基幹情報インフラストラクチャー安全保護条例」(国務院令第745号、2021年9月1日施行)

ネットワーク安全等級保護条例(意見募集稿、2018年)

情報安全技術国家標準シリーズ

第二、個人情報保護法

一、個人情報の定義

個人情報は、電子その他の方式により記録された、既に識別されている、又は識別することができる、自然人と関係する各種情報であり、これには、匿名化処理後の情報を含まない(第4条)。機微な個人情報は、ひとたび漏洩し、又は不法に使用されれば、容易に自然人の人格の尊厳が侵害を受け、又は人身若しくは財産の安全が危害を受けることになる個人情報であり、これには、生体認証、宗教信仰、特定の身分、医療健康、金融口座、移動履歴等の情報並びに14歳未満の未成年者の個人情報を含む(第28条)。

二、「告知 - 同意」を中核とする処理規則

1、告知 - 同意

個人情報の処理には、個人情報の収集、保管、使用、加工、伝送、提供、公開、削除等を 含む (第4条)。

個人情報処理者は、個人情報を処理する前に、目立つ方式及び明瞭で分かりやすい文言により、真実、正確かつ完全に個人に対し「個人情報保護法」に列挙される各事項を告知しなければならない(第17条)。個人の同意を取得する必要がない場合を制限し、個人の同意に基づき個人情報を処理する場合には、当該同意は、個人が十分に事情を知っているという前提において、自由意思により、かつ、明確にこれをしなければならない。法律又は行政法規に個人情報の処理にあたって個人の単独の同意又は書面による同意を取得するべき旨が定められている場合には、当該定めに従う。個人情報の処理目的、処理方式及び処理する個人情報の種類に変更が発生した場合には、改めて個人の同意を取得しなければならない(第13条、第14条)。個人の同意に基づき個人情報を処理する場合には、個人は、その同意を撤回する権利を有する。個人情報処理者は、個人が自らの個人情報の処理に同意せず、又は同意を撤回したことを理由として、製品又はサービスの提供を拒絶してはならない(第15条、第16条)。

2、単独同意

社会に強く批判される一括同意・強制同意等の問題について【2】、「個人情報保護法」は、他人に対し個人情報を提供する場合、個人情報を公開する場合、公共の場所において収集した個人の画像及び身分識別情報が公共安全を維持保護する目的以外に用いる場合、機微な個人情報を処理する場合、中国境外に対し個人情報を提供する場合には、個人の単独の同意を取得しなければならないと規定する。

単独同意について、「個人情報保護法」は定義していないが、下記の法令を参考にするこ

 $\underline{http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202108/c923fa7af84e4275bcd07ce3263ef057.shtml}$

^{2 「}人民法院報」

とができる。

「顔認識技術の使用による個人情報の処理に関連する民事事件を審理する際の法律適用にかかる若干の問題に関する最高人民法院の規定」(法釈〔2021〕15号、2021年8月1日施行)第4条 次に掲げる事由の1つがある場合には、情報処理者が自然人又はその監護者の同意を取得したことを理由として被告が抗弁するときは、人民法院は、支持をしない:

(一) 略

(二)情報処理者がその他の授権と抱合わせ等の方式で自然人にその顔情報の処理に同意する場合:

(三) 略

「APP個人情報を法令規則を違反し収集使用する行為認定弁法」(国信弁秘字〔2019〕191号、2019年11月28日施行)

第4条 以下の行為は「必要原則を違反し、提供するサービスと関係ない個人情報を収集する」ものと認定することができる。

1-5 略

6 ユーザーに個人情報を収取する複数の権限開放を一括同意することを要求し、ユーザー は同意しないと利用できない。

「ネットワーク取引監督管理弁法」(国家市場監督管理総局令第37号、2021年5月1日施行) 第13条 ネットワーク取引経営者は、消費者の個人情報を収集し、及び使用するにあたり、 適法であり、正当であり、及び必要であるという原則を遵守し、情報の収集及び使用の目的、 方式及び範囲を明示し、かつ、消費者の同意を経なければならない。ネットワーク取引経営 者は、消費者の個人情報を収集し、及び使用するにあたり、その収集及び使用の規則を公開 しなければならず、法律及び法規の規定並びに双方の約定に違反して情報を収集し、及び使 用してはならない。

ネットワーク取引経営者は、1回の包括的授権、デフォルトされた授権、その他の授権と の抱合わせ、インストール・使用の停止等の方式を採用し、経営活動と直接関係のない情報 の収集及び使用に同意するよう消費者を強要し、又は形を変えて強要してはならない。個人 の生体的特徴、医療健康、金融口座、個人の移動等の機微情報を収集し、及び使用する場合 には、項目ごとに消費者の同意を取得しなければならない。

ネットワーク取引経営者及びその業務人員は、収集した個人情報について厳格に秘密保持しなければならず、法により監督管理にかかる法律執行活動に協力する場合を除き、被収集者の授権同意を経ずに、関連当事者を含むいかなる第三者に対してもこれを提供してはならない。

三、顔情報についての規制

1、条件及び目的規制

公共の場所において画像採集又は個人身分識別設備を据え付けるにあたっては、公共安全を維持保護し、国の関係規定を遵守し、目立つ注意提示標識を設置するという3つの条件を満足しなければならず、公共安全を維持保護する目的にのみ用いることができる。

第26条 公共の場所において画像採集又は個人身分識別設備を据え付けるにあたっては、 公共安全を維持保護するために必要とされ、国の関係規定を遵守し、かつ、目立つ注意提示 標識を設置しなければならない。収集した個人の画像及び身分識別情報は、公共安全を維持 保護する目的にのみ用いることができ、他の目的に用いてはならない。ただし、個人の単独 の同意を取得した場合を除く。

2、顔認識に関する司法解釈

2021年7月28日、「個人情報保護法」が公布される2021年8月20日よりも早く、最高人民 法院は「顔認識技術の使用による個人情報の処理に関連する民事事件を審理する際の法律 適用にかかる若干の問題に関する最高人民法院の規定」(法釈〔2021〕15号、以下「規定」 という。)を公布し、2021年11月1日に施行される。規定は計16条、顔認識について、適用 範囲・権利侵害責任・契約責任・訴訟手続き・死者の利益保護について規定した。

四、個人情報のクロスボーダー移転

個人情報処理者は、業務等の必要により、確かに中華人民共和国の境外に対し個人情報を提供する必要がある場合には、列挙される条件の1つを満足する必要がある(第38条)。しかし、基幹情報インフラストラクチャーの運営者及び個人情報の処理が国のネットワーク安全・情報化部門所定の数量に達する個人情報処理者は、中国の境内において収集し、及び生成した個人情報を確かに境外に対し提供する必要がある場合には、国のネットワーク安全・情報化部門の組織する安全評価に合格しなければならない。

第38条 個人情報処理者は、業務等の必要により、確かに中華人民共和国の境外に対し個人情報を提供する必要がある場合には、次に掲げる条件の1つを具備しなければならない。

- (一)第40条の規定により国のネットワーク安全・情報化部門の組織した安全評価に合格していること。
- (二)国のネットワーク安全・情報化部門の規定に従い専門業務機構の実施する個人情報保護認証を経ていること。
- (三)国のネットワーク安全・情報化部門が制定した標準契約に従い境外の受領者と契約を 締結し、双方の権利及び義務を約定していること。
- (四) 法律、行政法規又は国のネットワーク安全・情報化部門所定のその他の条件 中華人民共和国が締結し、又は参加する国際条約又は協定において、中華人民共和国の境

外に対する個人情報の提供の条件等について定めがある場合には、当該定めに従って執行 することができる。

個人情報処理者は、必要な措置を講じ、境外の受領者による個人情報の処理にかかる活動がこの法律所定の個人情報保護標準に達することを保障しなければならない。

五、法律責任

| 一般情状 | 組織 | 個人情報保護職責を履行する部門が是正するよう命じ、警告をし、違法所得を没収し、個人情報を違法に処理したアプリケーションプログラムについてサービスの提供を一時的に停止し、又は終了するよう命ずる。是正を拒絶した場合には、100万元以下の罰金を併科する。 | |
|----------------|-----|--|--|
| | 責任者 | 1万元以上10万元以下の罰金を科する | |
| 情状が重大 である場合 | 組織 | 省級以上の個人情報保護職責を履行する部門が是正するよう命じ、違法所得を没収し、5000万元以下又は前年度の営業額の100分の5以下の罰金を併科するものとし、かつ、関連業務の一時停止若しくは業務停止・整頓を命じ、又は関係主管部門に通報して関連業務許可の行政処罰としての取消し若しくは営業許可証の行政処罰としての取消しをさせることができる。 | |
| | 責任者 | 10万元以上100万元以下の罰金を科するものとし、かつ、当該人員が一定期間内において関連する企業の董事、監事、高級管理者及び個人情報保護責任者を担任することを禁止する旨を決定することができる。 | |
| 信用記録 | / | この法律所定の違法行為をした場合には、関係する法律及び行政法規の規定により信用記録に記入し、かつ、公示をする。 | |

第三、「基幹情報インフラストラクチャー安全保護条例」

「基幹情報インフラストラクチャー安全保護条例」(以下「条例」という。)は2021年7月30日国務院令第745号により公布、同年9月1日に施行された。2017年6月1日より施行した「ネットワーク安全法」の第37条は「基幹情報インフラストラクチャーの具体的範囲及び安全保護弁法については、国務院がこれを制定する」と規定する。条例の公布によりこの基幹情報インフラストラクチャーの認定問題などが明確になった。

一、基幹情報インフラストラクチャーの定義

条例の第2条は「ネットワーク安全法」の第31条【3】第1項より、「国防科学技術工業」を追加し、基幹情報インフラストラクチャーについて定義した。

第2条 この条例において「基幹情報インフラストラクチャー」とは、公共通信及び情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子政務、<u>国防科学技術工業</u>等の重要業種及び分野の、並びに一旦破壊を受け、機能を喪失し、又はデータが漏洩すると、国の安全、国民経済・人民生活及び公共利益を重大に脅かすおそれのあるその他の重要なネットワーク施設、情報システム等をいう。

二、基幹情報インフラストラクチャーの認定メカニズム

重要業種及び分野の主管部門及び監督管理部門は、基幹情報インフラストラクチャー安全保護業務に責任を負う部門((以下「保護業務部門」という。)である(第8条)。保護業務部門は、当該業種及び当該分野の実際を考え合わせ、基幹情報インフラストラクチャー認定規則を制定し、かつ、国務院の公安部門に報告して備案を受ける(第9条)。保護業務部門は、認定規則に基づき当該業種及び当該分野の基幹情報インフラストラクチャーの認定を組織し、遅滞なく認定結果を運営者に通知し、かつ、国務院の公安部門に通報することに責任を負う(第10条)。

三、基幹情報インフラストラクチャーの認定基準

保護業務部門は、認定規則を制定するにあたっては、主として次に掲げる要素を考慮しなければならない(第9条第2項)。

- (1) 当該業種又は当該分野の基幹中核業務に対するネットワーク施設、情報システム等の重要程度
- (2) ネットワーク施設、情報システム等が一旦破壊を受け、機能を喪失し、又はデータ が漏洩するともたらされるおそれのある危害程度
- (3) 他の業種及び分野に対する関連的影響

第四、「データ安全法」

「データ安全法」は2021年6月10日第13期全国人民代表大会常務委員会第29回会議により

^{3 「}ネットワーク安全法」第 31 条 国は、公共通信及び情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子政務等の重要業種及び分野その他の一旦破壊を受け、機能を喪失し、又はデータが漏洩すると、国の安全、国民経済・人民生活及び公共利益を重大に脅かすおそれのある基幹情報インフラストラクチャーについて、ネットワーク安全等級保護制度を基礎として、重点保護を実行する。基幹情報インフラストラクチャーの具体的範囲及び安全保護弁法については、国務院がこれを制定する。

国は、基幹情報インフラストラクチャー以外のネットワーク運営者が自由意思により基幹情報インフラストラクチャー保護体系に参与することを奨励する。

採択、同日主席令第84号により公布、同年9月1日に施行された。

匿名化情報の「データ処理」については、中国の子会社は、個人情報には非該当である匿名化情報をクロスボーダーで日本本社宛送付する場合、「データ安全法」の施行のみによって問題は生じない。ただし、今後、これに関係する新たな法令動向を注視する必要がある。

匿名化情報もまた「データ安全法」第3条が規定する「情報に対する電子その他の方式による何らかの記録」【4】に該当することは間違いがないので、「データ」であり、法の適用を受ける。そして、クロスボーダーによる本社への匿名化情報の引渡しは「データ」の「収集、保存、使用、加工」を経て行われる「伝送」なので、「データ処理」に該当する。

もっとも、「データ安全法」第31条は次のとおり規定する。

第31条 基幹情報インフラストラクチャーの運営者が中華人民共和国の境内において運営中に収集し、及び生成した重要データの出境にかかる安全管理には、「ネットワーク安全法」の規定を適用する。その他のデータ処理者が中華人民共和国の境内において運営中に収集し、及び生成した重要データの出境にかかる安全管理弁法は、国のネットワーク安全・情報化部門が国務院の関係部門と共同してこれを制定する。

「データ安全法」第31条違反には、行政責任が伴うので、違反を未然に防止する配 慮が必要となる。

第46条 第31条の規定に違反し、境外に対し重要データを提供した場合には、関係する主管部門が是正するよう命じ、警告をするものとし、10万元以上100万元以下の罰金を併科することができ、直接に責任を負う主管人員その他の直接責任人員に対しては1万元以上10万元以下の罰金を科することができる。情状が重大であるときは、100万元以上1000万元以下の罰金を科するものとし、かつ、関連業務の一時停止若しくは業務停止・整頓を命じ、行政処罰として関連業務許可証を取り消し、又は行政処罰として営業許可証を取り消すことができ、直接に責任を負う主管人員その他の直接責任人員に対しては10万元以上100万元以下の罰金を科する。

匿名化情報の「データ処理」については、「国のネットワーク安全・情報化部門が国務院の関係部門と共同して…制定する」、「その他のデータ処理者が中華人民共和国の境内において運営中に収集し、及び生成した重要データの出境にかかる安全管理弁法」によるとされるが、現時点では当該「安全管理弁法」がないばかりか、仮にそれができても、匿名化情報のクロスボーダーでの本社宛提供がその管理対象になる「重要データの出境」に該当するか

は不明であり、今後の新たな法令動向を注視し、法の施行を見据えて、会社内部関連規程整備を行うべきである。

19

以上

⁴ 「データ安全法」第3条 この法律において「データ」とは、情報に対する電子その他の方式による何らかの記録をいう。

データ処理には、データの収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開等を含む。

[「]データ安全」とは、必要な措置を講ずることを通じて、データが有効な保護及び適法な利用の状態にあることが確実に保証され、並びに持続的な安全状態を保障する能力を具備することをいう。

―コラム 本格化する中国の脱炭素政策―

名古屋外国語大学 教授 日立総合計画研究所 リサーチフェロー 真家陽一

はじめに

「中国は国としての自主的貢献度を高め、より強力な政策措置を取り、二酸化炭素の排出について 2030 年までにピークに達することを目指し、2060 年までに炭素中立(カーボンニュートラル)実現を目指して努力する」。2020 年 9 月 22 日に開催された第 75 回国連総会の一般討論演説において、習近平・国家主席はこう表明した【5】。この目標は中国では「3060 目標」と呼ばれている。

中国はこれまで、炭素排出削減に向けて、供給面では風力発電、太陽光発電等の再生可能エネルギーを拡大する一方、需要面では鉄鋼分野等の構造調整を推進するとともに、自動車分野では電気自動車(EV)を始めとする新エネルギー車(NEV)の普及を促進してきた。こうした中国の脱炭素政策をさらに高いステージに引き上げる転換点となったのが「3060目標」である。実際、2021年に入ってから、中国政府は目標達成に向けて、さまざまな政策措置を打ち出している。

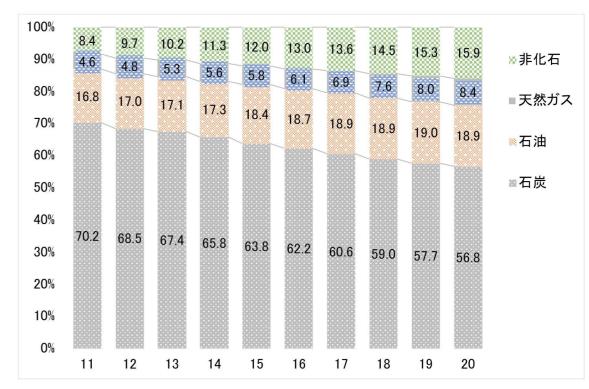
本稿はこうした状況の下、中国のエネルギー消費動向を確認した上で、急速に進展している中国の脱炭素政策の動きを全体的な政策と具体的な政策に分けて概観するとともに、今後の方向性を検証することを目的とする。

1. 中国のエネルギー消費動向

まず、中国のエネルギー消費動向について確認しておこう。中国は 2000 年代に入ってから、経済発展を背景としたエネルギー消費の増大に伴い、エネルギー消費量が 2009 年に米国を抜いて世界一となった。エネルギー消費量の構成比を見ると、中国は世界的に見ても石炭依存度が高い。ただし、世界最大の産炭国であることから、経済性や安全保障の観点からはある意味当然ともいえる。

しかし、大気汚染対策及びエネルギー消費構造の改善が求められる中、2011年に70.2%と7割を超えていた石炭の比率は低下傾向で推移しており、<math>2020年には56.8%まで低下した。他方、同期間に天然ガスの比率は4.6%から8.4%、非化石エネルギーの比率は8.4%から15.9%へ上昇しており、石炭から他のクリーンエネルギーへの代替が着実に推進されている(図表 1)。

(図表 1) 中国のエネルギー消費における構成比の推移



(出所) 国家統計局編「中国統計摘要 2021」を基に作成

2. 中国の脱炭素政策に関わる全体的な政策動向

中国はエネルギー消費構造の改善を着実に推進してきたわけだが、その流れを加速させたのが、習主席が2020年9月に打ち出した「3060目標」だ。ここでは、目標達成に向けた中国の脱炭素政策に関わる2021年以降の全体的な政策動向を概観する。

(1) グリーン低炭素循環型経済発展体系の構築・整備の加速に関する指導意見

国務院は2021年2月22日、「グリーン低炭素循環型経済発展体系の構築・整備の加速に関する国務院の指導意見」(以下、指導意見)を公布した【6】。中国共産党の機関紙「人民日報」によれば、指導意見の公布により、中国は初めて全局の高さからグリーン・低炭素循環発展経済体系の構築・整備に対してグランドデザインと全体的配置を行ったとされる【7】。指導意見が公布された背景として、中国工程院の王安院士は「中国はグリーン発展を非常

指導息見か公布された育意として、中国工程院の主女院士は「中国はグリーン発展を非常に重視しているが、制度全体の枠組みから見ると、『バラスト』が1枚少なく、『青写真』が

⁵ 習近平・国家主席の演説の全文は中華人民共和国駐日本国大使館のウェブサイト (http://www.china-embassy.or.jp/jpn/zgyw/t1818353.htm) で閲覧可能 (日本語)。

^{6 「}グリーン低炭素循環型経済発展体系の構築・整備の加速に関する国務院の指導意見」は中華人民共和国中央人民政府のウェブサイト(http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-02/22/content 5588274.htm)で閲覧可能。

^{7 「}人民日報」 2021 年 3 月 25 日(http://www.gov.cn/xinwen/2021-03/25/content 5595541.htm)

1 枚欠けており、全局に立脚し、全体のモデル転換を手配する文書がない」との認識を示した上で、「指導意見は中国が初めて全局の高さから、全方位・全過程でグリーンによる計画、設計、投資、建設、生産、流通、生活、消費を推進し、一連の操作可能で実施可能な政策措置を提出しており、グリーン発展制度体系の『戦術体系』から『戦略体系』への転換を完成させた」と述べている。

また、国家気候変動対応戦略研究・国際協力センターの徐華清主任は「指導意見は温室効果ガス排出の効果的な抑制を基礎とした発展の構築を初めて明確に提起しており、これは気候変動に積極的に対応する国家戦略を実施する上で重要な指導的意義がある」との見解を示している。

指導意見は、総論に相当する「全体的な要求」、各論となる「グリーン・低炭素循環発展の生産体系の整備」「グリーン・低炭素循環発展の流通体系の整備」「グリーン・低炭素循環発展の流通体系の整備」「グリーン・低炭素循環発展の消費体系の整備」「インフラのグリーン・高度化の加速」「市場指向のグリーン技術革新体系の構築」「法律・法規・政策体系の整備」の 6 大体系及び「組織・実施の取り組み」の 8 部で構成されている(図表 2)。

全体的な要求で示されている発展目標によれば、グリーン・低炭素循環発展経済体系の構築・整備は、2025年までの第1段階、2035年までの第2段階に分けて推進される。まず2025年までに、主要汚染物質の排出総量が持続的に減少し、炭素排出強度が明らかに低下し、生態環境が持続的に改善され、グリーン低炭素循環発展の生産・流通・消費体系が初歩的に形成される。

次に 2035 年までに、重点業界、重点製品のエネルギー資源利用効率が国際先進レベルに達し、炭素排出量がピークに達した後、安定の中で低下し、生態環境が根本的に好転し、美しい中国建設目標が基本的に実現されるとしている。

各論について、中国工程院の王安院士は「前の3大体系は、生産、流通、消費という3つの社会再生産の重要な部分をカバーし、後の3大体系はインフラ、技術革新、法制度という3つの重要な支えを構築している」と述べている。

また、中国環境・発展国際協力委員会核心専門家メンバーの張建宇氏によると、「意見は風力発電、太陽光発電、水力エネルギー、水素エネルギー等の再生可能エネルギーの発展の強力な推進を提起すると同時に、石炭発電設備容量の新規増加の厳重な抑制を強調しており、石炭の減量をさらに強化する決意とカーボンニュートラルのビジョンでエネルギー業界の転換・高度化を迫る自信を表明している」と指摘している。

(図表 2) グリーン低炭素循環型経済発展体系の構築・整備の加速に関する国務院の指導意 見の構成

| | -> 111/4/4 | | |
|---|--------------------|------|---------------------------------|
| | | (1) | 指導思想 |
| 1 | 全体的な要求 | (2) | 活動原則 |
| | | (3) | 主要目標 |
| | | (4) | 工業のグリーン・高度化の推進 |
| | | (5) | 農業のグリーン発展の加速 |
| 2 | グリーン・低炭素循環発展に | (6) | サービス業のグリーン発展レベルの向上 |
| | おける生産体系の整備 | (7) | グリーン・環境保護産業の強化 |
| | | (8) | 産業園区と産業クラスターの循環化レベルの向上 |
| | | (9) | グリーンサプライチェーンの構築 |
| | グリーン・低炭素循環発展に | (10) | グリーン物流の構築 |
| 3 | おける流通体系の整備 | (11) | 再生資源の回収利用の強化 |
| | のいる派通体系の整備 | (12) | グリーン貿易体系の構築 |
| 4 | グリーン・低炭素循環発展に | (13) | グリーン製品の消費の促進 |
| 4 | 4 おける消費体系の整備 | | グリーン・低炭素生活方式の提唱 |
| | | (15) | エネルギー体系のグリーン・低炭素転換の推進 |
| 5 | インフラのグリーン・高度化 | (16) | 都市部における環境インフラ建設の高度化の推進 |
| J | の加速 | (17) | 交通インフラのグリーン発展レベルの向上 |
| | | (18) | 都市・農村の居住環境の改善 |
| 6 | 市場指向のグリーン技術革 | (19) | グリーン低炭素技術の研究開発の奨励 |
| Ľ | 新体系の構築 | (20) | 科学技術成果の転化の加速 |
| | | (21) | 法律・法規による支援の強化 |
| | 法律・法規・政策体系の整備 | (22) | グリーン料金徴収・価格メカニズムの整備 |
| 7 | | (23) | 財政・税制支援の強化 |
| , | | (24) | グリーンファイナンスの発展の強化 |
| | | (25) | グリーン標準、グリーン認証体系および統計モニタリング制度の整備 |
| | | (26) | グリーン取引市場メカニズムの育成 |
| | | (27) | 貫徹・実行の強化 |
| | 組織・実施の取り組み | (28) | 統一計画と協調の強化 |
| | | (29) | 国際協力の深化 |
| | | (30) | 良好な雰囲気の醸成 |
| 1 | 山部) 国数陸「ガガニンが | 5.出主 | 任理刑奴汝珍屋休女の構築, 敢供の加速に関すて作道会目 |

(出所) 国務院「グリーン低炭素循環型経済発展体系の構築・整備の加速に関する指導意見」 (2021年2月) を基に作成

(2) 第14次5ヵ年計画及び2035年までの長期目標要綱

2021年3月5~11日に北京で開催された全国人民代表大会(全人代、国会に相当)で「中華人民共和国国民経済・社会発展第14次5カ年計画及び2035年までの長期目標要綱」(以下、要綱)が審議・採択された【8】。

要綱に記載された第 14 次 5 カ年計画の主要指標のうち、グリーン生態分野の指標を第 13 次 5 カ年計画と比較したのが図表 3 である。それによると、2021~2025 年までの 5 年間で、単位 GDP 当たりのエネルギー消費量と CO2 排出量をそれぞれ 13.5%、18%削減し、一次エネルギー消費量に占める非化石エネルギーの割合を 20%前後に引き上げる指標が掲げられている。

^{8 「}中華人民共和国国民経済・社会発展第 14 次 5 カ年計画及び 2035 年までの長期目標要綱」は中華人民共和国中央人民政府のウェブサイト(http://www.gov.cn/xinwen/2021-03/13/content 5592681.htm)で閲覧可能。

(図表3) グリーン生態分野の5ヵ年計画の指標比較

| 第13次5ヵ年計画 | | | | | | 第14次5ヵ年 | 年計画 | | |
|-----------------------|--|-------|-------|--------------------|-----------------------|--|-------|------------|--------------------|
| | 指標 | 2015年 | 2020年 | 年平均 伸び率 [累計] | 指標 | | 2020年 | 2025年 | 年平均 伸び率 [累計] |
| 単位GDP当たり 削減率(%) | りのエネルギー消費 | ı | 1 | [15] | 単位GDP当たり 削減率(%) | りのエネルギー消費 | - | - | [13.5] |
| 単位GDP当たり (CO2)排出量の | りの二酸化炭素 の減少率(%) | ı | ı | [18] | 単位GDP当たり (CO2)排出量の | りの二酸化炭素 の減少率(%) | - | - | [18] |
| | 地級以上の都市の 大気優良日数比率 | 76.7 | >80 | - | | 地級以上の都市の 大気優良日数比率 | 87 | 87.5 | - |
| 大気質(%) | 地級以上のPM _{2.5} の基準未達成都市 の濃度低下率 | ı | ı | [18] | | 地級以上のPM _{2.5} の基準未達成都市 の濃度低下率 | ı | ı | [10] |
| | Ⅲ類以上の比率 | 66 | >70 | - | | Ⅲ類以上の比率 | 83.4 | 85 | ı |
| 地表水質(%) | 劣Ⅴ類の比率 | 9.7 | <5 | - | | 劣Ⅴ類の比率 | - | 基本的 に除去 | - |
| 森林開発 | 森林被覆率(%) | 21.66 | 23.04 | [1.38] | 森林開発 | 森林被覆率(%) | 23.2 | 041 | |
| 林竹用北 | 森林蓄積量(億m³) | 151 | 165 | [14] | 林竹用光 | 林怀恢復平(%) | 23.2 | 24.1 | _ |
| 耕地保有量(億 | (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) | 18.65 | 18.65 | [0] | 耕地保有量(億 | (() () () () () () () () () () () () () | - | 18 | - |
| 建設用地の新 | 増規模(万ムー) | ı | ı | [<3,256] | 建設用地の新増規模(万ムー) | | - | - | [<2,950] |
| 単位GDP当たりの水使用量の減 | | ı | ı | [23] | 単位GDP当たり | りの水使用量の減 | - | - | [16] |
| 一次エネルギー消費量に占める | | 12 | 15 | [3] | 一次エネルギ | 一消費量に占める | 15.9 | 20 | - |
| 十 | 化学的酸素要求量 | _ | _ | [10] | 十 | 化学的酸素要求量 | _ | _ | [8] |
| 主要汚染物質 の排出総量の | アンモーア性至系 | - | - | [10] | 主要汚染物質 の排出総量の | アンモニア性窒素 | - | - | [8] |
| 減少率(%) | 二酸化硫黄 | - | - | [15] | 減少率(%) | 揮発性有機物 | - | - | [10] |
| //×/ ¬ (/0) | 窒素酸化物 | - | - | [15] | #%J + (70) | 窒素酸化物 | - | - | [10] |

(注1)「] 内は5年間累計数。

(注 2) 2020 年の地級以上の都市の大気優良日数比率と地表水質がⅢ類に達したあるいは それより良い比率の指標値は新型コロナウイルスなどの影響を受け、例年より明らかに高 かった。

(出所)「中華人民共和国国民経済・社会発展第 14 次 5 カ年計画及び 2035 年までの長期目標要綱」(2021 年 3 月)を基に作成

脱炭素政策に関しては、第38章「環境の質の継続的な改善」の第4節「気候変動への積極的な対応」において、以下の方針が謳われている。

- ・ 2030 年の気候変動対策国家自主貢献目標を実行に移し、2030 年までの炭素排出ピークアウト行動計画を制定する。
- ・ エネルギー消費総量と強度の二重制御度を改善し、化石エネルギー消費を重点的に制 御する。
- ・ 炭素強度の抑制を主とし、炭素排出総量の抑制を補助とする制度を実施し、条件の整った地方と重点業界、重点企業が率先して炭素排出ピーク値に達することを支持する。
- ・ エネルギーのクリーン・低炭素・安全・高効率利用を推進し、工業、建築、交通等の分 野における低炭素のモデルチェンジを踏み込んで推進する。
- ・ メタン、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン等、その他の温室効果ガス の抑制を強化する。生態系の炭素吸収能力を向上させる。
- 2060年までにカーボンニュートラルを達成するために、より強力な政策と措置を採用

する取り組みの定着に努力する。

- ・ グローバルな地球温暖化が中国の耐久力が脆弱な地域に与える影響の観測と評価を強化し、都市・農村建設、農業生産、インフラの気候変動適応能力を向上させる。
- チベット高原の総合的な科学的考察研究を強化する。
- ・ 公平、共通だが差異のある責任と各自の能力の原則を堅持し、気候変動対応の国際協力 に建設的に参与・リードし、国連気候変動枠組条約及びパリ協定の実行を推進し、気候 変動の南南協力を積極的に展開する。

また、第39章「発展方式のグリーン転換の加速」においては、生態優先、グリーン発展を堅持し、資源総量管理、科学的配置、全面的節約、循環利用を推進し、経済の質の高い発展と生態環境のハイレベルな保護を協同で推進すべく、①資源利用効率の全面的な向上、②資源循環利用体系の構築、③グリーン経済の強力な発展、④グリーン発展政策体系の構築に関わる政策が打ち出されている。

なお、習主席は全人代閉幕後の 2021 年 3 月 15 日、中央財経委員会第 9 回会議を主宰し、 炭素排出ピークアウト・カーボンニュートラルを実現するための基本構想と主要措置を検 討した。習主席は「炭素排出ピークアウト・カーボンニュートラルの実現は広範かつ深刻な 経済・社会システムの変革であり、生態文明建設の全体的な配置に組み入れ、期限とおり 2030 年までにピークアウト、2060 年までにカーボンニュートラルの目標を実現しなけれ ばならない」と強調した【9】。

(3) 炭素排出ピークアウトに向けた国家エネルギー局の政策措置

国務院新聞弁公室は2021年3月30日、中国における再生可能エネルギーの発展状況に関わる記者会見を開催した【10】。同記者会見において、章建華・国家エネルギー局長は、「第14次5カ年計画期にどのような措置を講じて炭素排出ピークアウトの着実な実現を推進するのか」との質問に対し、「我々は①非化石エネルギーの発展の強化、②グリーンエネルギー使用モデルの強力な推進、③より強力で効果的な政策措置の制定・実施という3つの面から重点的に措置を講じる」と表明した(図表4)。

⁹ 中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト(http://www.gov.cn/xinwen/2021-03/15/content_5593154.htm)。

¹⁰ 国家エネルギー局ウェブサイト (http://www.nea.gov.cn/2021-03/30/c_139846095.htm)。

(図表 4) 第14次5カ年計画期における炭素排出ピークアウトの政策措置

| | 措置 | 内容 |
|---|---------|--|
| 1 | 非化石エネル | ・ より積極的な新エネルギーの発展目標を制定し、風力発電及 |
| | ギーの発展の | び太陽光発電の発展を加速する。 |
| | 強化 | ・ 同時に、現地の事情に応じて水力発電を開発し、安全確保の |
| | | 前提の下で原子力発電を積極的かつ秩序立てて発展させると |
| | | 同時に、揚水エネルギー貯蔵、新型エネルギー貯蔵などの調 |
| | | 節電源建設の推進を加速し、電力システムの柔軟な調節能力 |
| | | を強化し、新エネルギーの消化レベルを大いに向上させる。 |
| 2 | グリーンエネ | ・ 経済社会発展の全面的なグリーン転換をリードし、重点分野 |
| | ルギー使用モ | または社会全体でグリーンエネルギー使用モデルを推進する |
| | デルの強力な | ことが極めて重要である。 |
| | 推進 | ・ より厳格なエネルギー消費基準を採用し、工業、建築及び交 |
| | | 通などの重点産業・分野における非化石エネルギーの代替と |
| | | エネルギー使用方法の変更を支援する。 |
| | | ・ 新エネルギー自動車、建築太陽光発電一体化等のグリーンエ |
| | | ネルギー使用モデルの発展加速を推進し、暖房や炊事におけ |
| | | るエネルギー使用等の面での電気エネルギー代替も加速し、 |
| | | 社会全体の電化レベルを向上させる。 |
| 3 | より強力で効 | 現在、エネルギー分野における炭素排出ピークアウト及びカ |
| | 果的な政策措 | ーボンニュートラルの実現ルートと任務措置を検討してお |
| | 置の制定・実施 | り、エネルギーの低炭素スマートモデル転換の促進、新エネ |
| | | ルギーの質の高い発展、新型電力システムの建設及び新型エ |
| | | ネルギー貯蔵の発展等の重点任務をめぐって、関連の政策措 |
| | | 置を制定する。 |
| | | 同時に、国家と省レベルの「第14次5カ年エネルギー計画」 |
| | | の連携業務に力を入れ、再生可能エネルギーの電力削減責任 |
| | | の重み、省エネ・排出削減、炭素排出ピークアウト等の目標を |
| | | 計画の中で実行し、計画にリードの役割を十分に発揮させ、 |
| | | 各級各地が炭素排出削減の責任を果たし、条件の整った地方 |
| | | が率先して炭素排出ピークアウトを実現することを支持す |
| | | る。 |

(出所) 国家エネルギー局ウェブサイト

なお、国家エネルギー局は2021年4月22日、「2021年のエネルギー活動に関する指導

意見」を公表【 11 】。 2021 年のエネルギー消費に占める石炭の比率を 56 %以下に低下させることを目標として掲げた(2020 年は $^{56.8}$ %)。

国家エネルギー局は「今年は石炭消費総量の抑制を一層推進し、石炭直接燃焼の規制を強化し、石炭のクリーン・高効率利用を推進する。総合エネルギーサービスを積極的に推進、エネルギー効率の管理を強化し、電力に切り替えるためのインフラ建設を加速し、各地域に合ったやり方で電力への切り替えを実施する。石炭、石油から電力への転換を大いに推進し、天然ガスから電力への転換を秩序正しく推進し、最終エネルギー消費の電化水準を高める」としている。

(4) 炭素排出ピークアウト・カーボンニュートラル工作指導グループ

韓正副総理の主宰により、「炭素排出ピークアウト・カーボンニュートラル工作指導グループ第1回全体会議」が北京で2021年5月26日に開催された【12】。韓副総理は「中国は2030年までの炭素排出ピークアウトと2060年までのカーボンニュートラルの実現を目指す。これは習近平同志を核心とする党中央が深く考え、熟慮して出した重大な戦略的政策決定である。炭素排出ピークアウト・カーボンニュートラルは中国の持続可能な発展と質の高い発展を実現する上での内的要求であり、人類運命共同体構築を推進する上での必然的選択でもある」と指摘した。

その上で、韓副総理は「指導グループの統一的な調整の役割を十分に発揮し、各機関は職責に基づき、関連活動を全力で推進し、強大な協力体制を形成しなければならない。地方政府の主体的責任を徹底し、地域に応じた適切な措置を取り、上下の連動を堅持し、各地域の秩序あるピークアウト実現を推進しなければならない。国有企業、特に中央企業はけん引役としての役割を発揮し、自らの状況に基づいてピークアウトに向けた実施プランを制定し、目標任務を明確化し、率先して立ち遅れた生産設備を削減し、炭素排出を減らし、ゼロにし、マイナスにする技術を普及させなければならない」と強調した。

(5) 炭素排出ピークアウト・カーボンニュートラルのトップダウン設計文書及び「1+N」 政策体系の構築

国家発展改革委員会・国際合作司と北京市発展改革委員会は2021年7月13日、「グリーン発展の共同協議」をテーマに「中国・欧州協力パートナー対話」の初会合を開催。欧州11カ国と中国側の計100社以上の企業・機関が、低炭素転換の推進、グリーン分野における中国と欧州の実務協力の強化をめぐり対話を行った。

同対話において、国家発展改革委員会・資源節約環境保護司の趙鵬高副司長は「炭素排出

^{11 「2021}年のエネルギー活動に関する指導意見」は国家エネルギー局のウェブサイト (http://www.nea.gov.cn/2021-04/22/c_139898478.htm) で閲覧可能。

¹² 中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト (http://www.gov.cn/xinwen/2021-05/27/content 5613268.htm)。

ピークアウト・カーボンニュートラル工作指導グループの統一的手配の下で、国家発展改革委員会は現在、関係部門との合同で『炭素排出ピークアウト・カーボンニュートラルのトップダウン設計文書』を策定している。2030年までの炭素排出ピークアウト実現行動プランと分野別・業種別実施プランの編成に力を入れ、金融、価格、財政・税制、土地、政府調達、標準などの保障プランを計画しており、『1+N』政策体系の構築を急いでいる」と表明した13。

また、趙副司長は「中国は産業構造の調整・最適化を強力に推進し、『両高』(高汚染・高エネルギー消費)プロジェクトの盲目的発展を断固阻止することを当面の対策の重点とし、新規プロジェクトを厳格に抑制し、既存プロジェクトの改造・高度化を加速させ、鉄鋼と石炭の生産能力削減を着実に展開し、過剰な生産能力の復活を厳重に防止する。戦略的新興産業を積極的に発展させ、工業、農業、サービス業などのグリーン・低炭素発展を加速する」と述べた。

さらに、趙副司長は「中国はクリーン・低炭素で安全かつ高効率なエネルギー体系の構築を加速し、石炭火力発電プロジェクトを厳格に抑制し、第 14 次 5 カ年計画期に石炭消費の伸びを厳格に抑制し、第 15 次 5 カ年計画期には徐々に減らしていく。石炭火力発電ユニットの省エネ・炭素排出削減改造の推進を加速し、太陽光発電・風力発電に対する送電網の受入・配置・調整能力を大幅に向上させ、再生可能エネルギー発電の比率を持続的に高め、重大水力発電プロジェクトの建設を推進する。同時に、都市・農村建設と交通分野におけるグリーン・低炭素発展を推進し、グリーン・低炭素技術のイノベーションを強化し、生態系のカーボンシンク(炭素吸収源)としての能力を強化・向上させる」と強調した。

この他、国家エネルギー局・新エネルギー司の王大鵬副司長は「現在、第 14 次現代エネルギー体系計画及び分野別エネルギー計画の編成作業を進めている。2025 年までに、中国の再生可能エネルギー発電の設備容量が発電設備容量全体に占める割合は 50%前後に達し、再生可能エネルギーの年間発電量は社会全体の新規電力使用量の 50%以上を占める見通しであり、中国のエネルギー構造を引き続きクリーン、低炭素、高効率へ転換していく」と強調した。

国家発展改革委員会が策定を推進している「1+N」政策体系について、本稿執筆時点では公表されていないが、解振華・気候変動担当特使は 2021 年 7 月 24 日に開催されたグローバルウェルスマネジメントフォーラム 2021 北京サミットにおいて「 \mathbb{I}_1+N 』政策体系はまもなく公布される見込みだが、10 大分野から転換が加速するであろう」と指摘した \mathbb{I}_1^{14} 。解特使の指摘した 10 大分野は図表 5 のとおりである。

(図表 5)「1+N」政策体系に関わる 10 大分野

| (凶 | (図表 5) 「1+N」 政策体系に関わる 10 大分野 _{内容} | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|
| | 措置 | 内容 4 4 4 7 , 左到 东地区 乙巴 沙弗 ② 巴加 4 光 4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 | | | | |
| | エネルギー構造の | 第 14 次 5 ヵ年計画期に石炭消費の増加を厳格に抑制し、第 | | | | |
| | 最適化及び化石工 | 15次5ヵ年計画期に徐々に減少させ、原子力発電を安全かつ | | | | |
| | ネルギーの抑制・削 | 効率的に発展させるとともに、水力、風力、太陽光、バイオマ | | | | |
| | 減 | ス、海洋、地熱、グリーン水素を発展させる。 | | | | |
| 2 | 産業と工業の最適 | 高エネルギー消費・高排出業界の盲目的な発展を抑制し、在 | | | | |
| | 化・高度化の推進 | 来産業の最適化・高度化を推進し、戦略的新興産業を発展さ | | | | |
| | | せ、高効率・クリーン・低炭素・循環型グリーン製造体系の構 | | | | |
| | | 築に努める。 | | | | |
| 3 | 省エネルギー・低炭 | 超低エネルギー消費、低炭素建築の発展を加速し、グリーン | | | | |
| | 素建築と低炭素施 | 建材の発展を奨励し、インフラ建設・運行管理の各段階でグ | | | | |
| | 設の推進 | リーン・低炭素理念を実行し、低炭素スマート型都市とグリ | | | | |
| | | ーン農村を建設する。 | | | | |
| 4 | グリーン・低炭素交 | 輸送構造を最適化し、公共交通の優先発展を推進し、電気・燃 | | | | |
| | 通運輸体系の構築 | 料電池車などのクリーン・ゼロエミッション自動車を発展さ | | | | |
| | | せる。 | | | | |
| 5 | 循環経済の発展及 | 関連分野の立法を強化し、静脈・動脈産業の発展を推進し、再 | | | | |
| | び資源利用効率の | 製造の普及を奨励し、すべての参加者が利益を得られる方式 | | | | |
| | 向上 | を確立・整備する。 | | | | |
| 6 | グリーン・低炭素技 | 再生可能エネルギー、スマートグリッド、エネルギー貯蔵、グ | | | | |
| | 術のイノベーショ | リーン水素エネルギー、電気・燃料電池車、CCUS(炭素の回 | | | | |
| | ンの推進 | 収・利用・貯留)、資源循環利用関連技術等を研究・発展させ | | | | |
| | | る。 | | | | |
| 7 | グリーン金融の発 | 資金支援と投資の拡大により、グリーン金融システムを構築・ | | | | |
| | 展 | 整備し、金融機関によるグリーンボンドの発行、グリーン金 | | | | |
| | | 融商品・サービスの革新を支持し、グリーン「一帯一路」建設 | | | | |
| | | を積極的に推進する。 | | | | |
| 8 | 経済政策と改革措 | 財政、税制、価格等、インセンティブのある経済政策を整備 | | | | |
| | 置の連携 | し、経済政策による奨励・制限措置を明確化することで、資 | | | | |
| | | 金・技術をグリーン、低炭素分野へ誘導し、1+N政策体系の | | | | |
| | | 中で政策を打ち出す。 | | | | |
| 9 | 炭素市場と炭素価 | 炭素市場と炭素価格設定メカニズムにより、低コストで社会 | | | | |
| | 格設定メカニズム | 全体の排出削減目標を実現する。今後は市場のカバー範囲を | | | | |
| | の構築・整備 | 徐々に拡大し、取引品目と取引方法を増やす。 | | | | |
| (10) | 自然に基づくソリ | 当該分野での行動と協力を積極的に推進し、植林・造林に力 | | | | |

¹³ 中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト (http://www.gov.cn/xinwen/2021-07/14/content_5624831.htm)。

^{14 「}新京報」2021年7月24日

⁽https://baijiahao.baidu.com/s?id=1706162235781250050&wfr=spider&for=pc)

ューションの実施 を入れて自然生態系を保護し、国連の関係国とも引き続き関連分野の国際協力のイニシアチブを推進する。

(出所) グローバルウェルスマネジメントフォーラム 2021 北京サミット(2021 年 7 月 24 日)における解振華・気候変動担当特使の発言を基に作成

加えて、解特使は「各国が気候変動に対応してグリーンリカバリーを実現する政策と行動を推進することで、世界はグリーン・低炭素技術革命と産業変革を迎える。ここには大きな投資と市場のチャンスが秘められている。関係機関の推計によれば、中国がカーボンニュートラル目標を実現するためには約 136 兆元の投入が必要であり、これは巨大な市場になるだろう」と強調した。

3. 中国の脱炭素政策に関わる具体的な政策動向

ここまで、中国の脱炭素政策に関わる 2021 年以降の全体的な政策動向を概観してきた。 2021 年 3 月の全人代に提示された「政府活動報告」によれば、2021 年は産業・エネルギー構造を最適化すべく、①クリーンで効率的な石炭利用、新エネ及び原子力発電の発展、②省エネ・環境保護産業の育成、③温室効果ガス排出量取引市場の建設、④金融支援特別策の活動に重点的に取り組む方針が示されている。

これらの政策のうち、具体的に政策措置が進展している「全国炭素排出量取引制度」及び「グリーンボンド支援プロジェクト目録(2021年版)」の動向について考察する。

(1) 全国炭素排出量取引制度

国家発展改革委員会・気候変動司は 2011 年 10 月以降、広東省深圳市、上海市、北京市、 広東省、天津市、湖北省、重慶市、四川省、福建省を「炭素排出量取引パイロット地域」と して認定し、炭素排出量取引制度を試験的に導入してきた。

しかし、各地の炭素排出量取引市場は設立の法的根拠が異なることから、①罰則規定の不統一、②地方市場間の取引が困難といった問題を抱えていた。こうしたことから、生態環境部¹⁵は2020年12月25日、全国統一の炭素排出量取引に関する法規となる「炭素排出量取引管理弁法(試行)」(以下「弁法」という。)を公布し、2021年2月1日から施行した【¹⁶】。 弁法によれば、制定目的は「気候変動への対応とグリーン・低炭素発展の促進において市

15 2018年3月に開催された全人代で、国務院機構改革案が採択され、環境保護部(日本の環境省に相当)、国家発展改革委員会の気候変動対策と排出削減、国土資源部の地下水汚染の監督防止などの職責を統合して「生態環境部」が新設された。権限を集約することで、より包括的かつ効率的に気候変動対策を推進することを目的としている。

場メカニズムの役割を十分に発揮させ、温室効果ガスの排出削減を推進し、全国の炭素排出量取引及び関連活動を規範化するため」としている(第1条)。また、全国炭素排出量取引市場の建設については、国家の関連規定に基づき、生態環境部が担うこととなっており(第4条)、同部は全国炭素排出量登録機構と全国炭素排出量取引機構の構築を組織し、全国炭素排出量登録システムと全国炭素排出量取引システムの構築を組織する(第5条)。

弁法の対象となる温室効果ガス重点排出事業者となる要件は、①全国炭素排出量取引市場カバー業界に属し、②年間の温室効果ガス排出量が CO2 換算で 2万6,000 トンに達する場合とされた(第8条)。なお、重点排出事業者が期限とおりに炭素排出割当量を満量償却しなかった場合は、2万元以上3万元以下の罰金に処するほか、来年度の炭素排出割当量から同量が削減される(第40条)。

全国炭素排出量取引市場は2021年7月16日、上海市で正式に取引を開始した。初日の取引量は410万トン、取引額は2億1,000万元、終値は排出量1トンあたり52.8元となった。

取引開始に先立ち、国務院新聞弁公室の主催により、2021 年 7 月 14 日に開催された政策定例ブリーフィングにおいて、生態環境部の趙英民副部長は「全国炭素排出量取引市場の建設は、市場メカニズムを利用して温室効果ガスの排出を抑制・削減し、グリーン・低炭素発展を推進するための重大な制度革新であり、炭素排出ピークアウト・カーボンニュートラルという国家自主貢献目標を実現するための重要な政策ツールである」と表明した。

その上で趙副部長は「第 1 陣に組み入れられた 2,000 社超の発電業界の重点企業の炭素 排出量が 40 億トンを超えていることは、中国の炭素排出量取引市場が世界最大であること を意味している」と強調した【¹⁷】。なお、趙副部長は、発電業界を最初に組み入れたのは、 ①石炭の消費量が多いことから、二酸化炭素の排出量が比較的大きい、②排出データの計量 施設が整備され、割当量の配分が実行しやすい、という 2 点を考慮したとしている。今後は 石油化学、化学工業、建材、鉄鋼、非鉄金属、製紙、航空などの高排出業界が対象に加えら れていくことが見込まれている。

(2) グリーンボンド支援プロジェクト目録(2021年版)

中国人民銀行(中央銀行)、国家発展改革委員会、中国証券監督管理委員会は 2021 年 4 月 21 日、「グリーンボンド支援プロジェクト目録(2021 年版)」(以下「目録」という。)を公表【18】。目録は 2021 年 7 月 1 日から施行された。

^{16 「}炭素排出量取引管理弁法(試行)」は生態環境部のウェブサイト

⁽https://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk02/202101/t20210105_816131.html) で閲覧可能。

¹⁷ 中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト

⁽http://www.gov.cn/xinwen/2021zccfh/30/index.htm).

^{18 「}グリーンボンド支援プロジェクト目録(2021年版)」は中国人民銀行のウェブサイト (http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4236341/index.html) で閲覧可能。 なお、グリーンボンドとは、規定の条件に合致するグリーン産業、グリーンプロジェクトあるいはグリーン経済活動の支援に専門に用いる資金を募集し、法定手続きに基づいて発行され、約定に基づいて元本を返済し利息を支払う有価証券を指し、グリーンファイナンスボンド、グリーン企業ボンド、グリーン社債、グリーン債務融資ツール及びグリーン資産支持証券を含む

中国人民銀行は、国内グリーンボンド市場をさらに規範化し、グリーンファイナンスに構造調整、方式転換、生態文明建設の促進及び経済の持続可能な発展の推進等の面での積極的な役割を十分に発揮させ、3060目標を支援するため、「現代環境ガバナンス体系の構築に関する指導意見」【19】(2020年3月)「グリーン低炭素循環発展経済体系の構築・整備の加速に関する国務院の指導意見」(2021年2月)及び「グリーンファイナンス体系の構築に関する指導意見」²⁰(2016年8月)、「グリーン産業指導目録(2019年版)」【21】に基づき、本目録を策定したとしている。

目録は、グリーンボンドの対象として、第 1 分類(6 項目)、第 2 分類(25 分類)、第 3 分類(46 項目)に分類し(図表 6)、さらに第 4 分類(203 項目)に細分化している(第 4 分類の説明及び条件については中国人民銀行のウェブサイトを参照されたい)。

がこれらに限定されない。

(図表 6) グリーンボンド支援プロジェクト目録(2021年版)の構成

| | 第1分類 | | 第2分類 | | 第3分類 | |
|--------|------------------|-------|---|---------|----------------------|-------------|
| | | | | 1 | 高効率省エネルギー設備製造 | |
| | | (1) | エネルギー効率向上 | | 工業省エネルギー改造 | |
| | | | | (3) | 電気設備省エネルギー | |
| | | (2) | 持続可能建築 | _ | グリーン建築材料 | |
| | | | | | 先進環境保護設備製造 | |
| | | | | (2) | 水汚染処理 | |
| 1. | 省エネル | (3) | 汚染防止 | - | 大気汚染処理 | |
| - 1 | ギー・環境保 | (0) | 7 3 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | | 土壌汚染処理・その他汚染処理 | |
| Ī | 擭産業 | | | | 農業農村環境の総合整備 | |
| | | (4) | 水資源節約・非従来型水資源利用 | - | 非従来型水資源利用 | |
| | | (4) | 小貝// | - | 資源循環利用設備製造 | |
| | | (5) | 資源総合利用 | | 固体廃棄物の総合利用 | |
| | | (3) | 貝/尿松口利用 | - | | |
| | | (0) | E11 . + 72 | | バイオマス資源の総合利用 | |
| + | | (6) | グリーン交通 | | 新エネルギー自動車・グリーン船舶製造 | |
| | | | | _ | 生産工程大気汚染処理 | |
| | | (1) | 汚染防止 | - | 生産工程水汚染処理 | |
| | | `'' | /万采防止 | 3 | 工業園区汚染処理 | |
| 2 / | クリーン生産 | | | | 無毒無害原料の代替・危険廃棄物処理 | |
| · 1 | 産業 | (2) | グリーン農業 | 1 | 農業農村環境の総合整備 | |
| | | (0) | 次连纵人和田 | 1 | 固体廃棄物の総合利用 | |
| | | (3) | 資源総合利用 | | 工業園区資源の総合利用 | |
| | | (4) | 水資源節約・非従来型水資源利用 | _ | 工業節水 | |
| \top | | | エネルギー効率向上 | | 電力設備の省エネルギー | |
| / | クリーンエネ | (., | - 177 / 2011-12 | | 新エネルギー・クリーンエネルギー設備製造 | |
| | ルギー産業 | | クリーンエネルギー | 2 | 再生可能エネルギー設備の建設・運営 | |
| | ルヤー性未 | | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | | クリーンエネルギーの高効率運営 | |
| + | | 1 ' ' | グリーン農業 | _ | 農業資源保護 | |
| | | | | | 農業農村環境の総合整備 | |
| ۸ ۱ | 生態環境産業 | | フラン辰木 | | 展末展刊環境の総百 <u>金</u> | |
| * - | 工忍垛况庄未 | | | | | 自然生態系の保護・修復 |
| | | (2) | (2) | 生態保護・建設 | | 生態産品供給 |
| + | | (1) | エネルギー効率向上 | | 工窓座町 | |
| | | - | エネルヤー効率向工 持続可能建築 | | 建築省エネルギー・グリーン建築 | |
| | | | | | | |
| | ノンコニのだ | | 汚染防止 | | 都市環境インフラ | |
| - 1 | インフラのグ リーン・高度 | (4) | 水資源節約・非従来型水資源利用 | | 水資源節約 | |
| | | | | | 都市農村の公共旅客・貨物運輸 | |
| 1 | 比 | (5) | グリーン交通 | | 鉄道交通 | |
| | | ' ' | | | 水路・航空運輸 | |
| | | (2) | | _ | クリーンエネルギー自動車付帯設備 | |
| 4 | | _ | 生態保護・建設 | | 都市生態の保護・建設 | |
| | | (1) | コンサルティングサービス | | グリーン技術コンサルティングサービス | |
| | | (2) | 運営管理サービス | 1 | グリーン運営管理サービス | |
| S ' | グリーンサー | | | | 環境権益取引サービス | |
| ۲ t | ビス | (3) | プロジェクト評価監査検証サービス | | プロジェクト評価監査検証サービス | |
| | | (4) | モニタリング検査サービス | 1 | モニタリング検査サービス | |
| | | (5) | 技術製品の認証・普及 | 1 | 技術製品の認証・普及サービス | |

(出所) 中国人民銀行ウェブサイト

中国人民銀行は各関連部門に対して、目録を基礎とし、各自の分野のグリーン発展目標・ 任務とグリーンファイナンス体系の構築状況を連携させ、関連する付帯支援政策を策定・実施し、宣伝・誘導を強化し、グリーンボンドの環境改善、気候変動への対応、資源の節約・ 高効率利用に対する支援機能を発揮させ、経済・社会の持続可能な発展とグリーン・低炭素 のモデル転換を推進することを求めている。

グリーンボンド支援プロジェクト目録(2021年版)のベースとなった「グリーン産業指

¹⁹ 現代環境ガバナンス体系の構築に関する指導意見は中華人民共和国中央人民政府のウェブサイト (http://www.gov.cn/zhengce/2020-03/03/content 5486380.htm) で閲覧可能。

^{20 「}グリーンファイナンス体系の構築に関する指導意見」は中国人民銀行のウェブサイト (http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3131687/index.html) で閲覧可能。

²¹ 「グリーン産業指導目録(2019 年版)」は国家発展改革委員会のウェブサイト (https://www.ndrc.gov.cn/fggz/hjyzy/stwmjs/201903/t20190305_1220625.html) で閲覧可能。

導目録(2019年版)」は、国家発展改革委員会、工業信息化部、自然資源部、生態環境部、住宅都市農村建設部、中国人民銀行、国家エネルギー局の7部門から2019年3月5日に公表されたもので、中国におけるグリーン産業とプロジェクトを定義するための包括的なガイドラインと位置付けられている。

グリーン産業指導目録は、産業の境界をさらに明確化し、限られた政策と資金をグリーン発展の推進にとって最も重要な産業に誘導するために、重要な戦略、プロジェクト及び政策に効果的に奉仕するもの。また、汚染防止の堅塁攻略戦に勝利し、美しい中国を建設するために堅実な産業基礎を打ち立てるために策定したものである。

また、各地方、各部門に対しては、グリーン産業指導目録を基礎とし、各自の分野、地域 発展の重点に基づき、投資、価格、金融、税制などの面での政策措置を打ち出し、省エネ・ 環境保護、クリーン生産、クリーンエネルギーなどのグリーン産業の強化に努めること等を 求めている。

なお、グリーンボンド支援プロジェクト目録(2021 年版)では、グリーン産業指導目録 のうち(国際的な基準では認められていない)化石エネルギー関連のプロジェクトは組み入 れられていない(図表 7)。

(図表 7) グリーンボンド支援プロジェクト目録に組み入れられなかったグリーン産業指導 目録の主要プロジェクト

| | 第1分類 | 第2分類 | 第3分類 |
|---|----------------------|-------------------------------|--------------------------------------|
| 2 | クリーン生産産業 | (3) 生産プロセス排ガス処理処分と資源化総合利用 | 石炭火力発電所の超低排出改造 |
| | 3 クリーンエネル ギー産業 | (1) 新エネルギー・クリーンエネ ルギー機器の製造 | 非従来型石油・ガス探査採掘設備の製造 海洋石油・ガス採掘設備の製造 |
| 3 | | (2) クリーンエネルギー施設の 建設·運営 | 炭層ガス(炭鉱ガス)抽出利用施設の建設・運営 |
| | | (3) 従来型エネルギーのクリー ン・高効率利用 | 石炭のクリーン利用 石炭のクリーン生産 |
| | | (4) エネルギーシステムの効率的な運用 | 石炭火力発電ユニットのピーク調整の 柔軟性改造工事と運営 |

(出所) グリーン産業指導目録及びグリーンボンド支援プロジェクト目録を基に作成

中国人民銀行と国際通貨基金(IMF)が 2021 年 4 月 15 日に開催した「グリーンファイナンスと気候政策」ハイレベルシンポジウムにおいて、中国人民銀行の易綱総裁は「中国のグリーンファイナンス市場は急速に発展している。 2020 年末時点で、中国のグリーンローン残高は約 1 兆 8,000 億ドル、グリーンボンド残高は約 1,250 億ドルで、規模はそれぞれ世界第 1 位、世界第 2 位となっている。市場主体が発行したカーボンニュートラルボンドはすでに 40 件以上、規模は 100 億ドルを超えている」と表明した【 22 】。

他方、易総裁は「中国は炭素排出削減に向けて、2030年までに毎年2兆2,000億元、2030~2060年には毎年3兆9,000億元を投入する必要があると予測している」とも指摘。これらの資金投入を実現するには、政府資金だけでは不十分であり、目録をガイドラインとして民間資金の誘導を図りたい意向を示した。

4. 中国の脱炭素政策の今後の方向性

ここまで確認してきたとおり、2020年9月に習主席が「3060目標」を打ち出してから、中国は目標達成に向けて、さまざまな脱炭素政策を打ち出している。2021年以降の政策動向をあらためて整理したのが図表8である。

全体的な政策としては、2月22日に初めてグリーン・低炭素循環発展経済体系の構築・整備に対するグランドデザインとなる「指導意見」が公布された。3月11日に閉幕した全人代では「中華人民共和国国民経済・社会発展第14次5カ年計画及び2035年までの長期目標要綱」が審議・採択され、2030年までの炭素排出ピークアウトに向けた行動計画の策定や産業・エネルギー構造の最適化等を目指すという基本方針が数値目標も含めた決定された。3月15日には習主席の主宰により、中央財経委員会第9回会議が開催され、「3060目標」を実現するための基本構想と主要措置が検討された。5月26日には韓正副総理が「炭素排出ピークアウト・カーボンニュートラル工作指導グループ第1回全体会議」を主宰。指導グループの統一的な調整の役割を十分に発揮し、強大な協力体制を形成していくことが表明された。

他方、具体的な政策としては、2月1日から「炭素排出権取引管理弁法(試行)」が施行され、7月16日に全国炭素排出量取引市場の運営が開始された。また、4月21日には金融支援策の一環として、「グリーンボンド支援プロジェクト目録(2021年版)」が公表され、7月1日から施行された。

(図表8) 中国の脱炭素関連政策の動向(2021年)

| 日程 | 主な動向 |
|-------|--------------------------------------|
| 2月1日 | 生態環境部が「炭素排出量取引管理弁法(試行)」を施行。 |
| 2月22日 | 国務院が「グリーン低炭素循環型経済発展体系の構築・整備の加速に関 |
| | する国務院の指導意見」を公布。 |
| 3月11日 | 全人代で「中華人民共和国国民経済・社会発展第 14 次 5 カ年計画及び |
| | 2035 年までの長期目標要綱」を採択。 |
| 3月15日 | 習近平・国家主席が「中央財経委員会第9回会議」を主宰。 |
| 4月22日 | 国家エネルギー局が「2021年のエネルギー活動に関する指導意見」を公 |

⁽http://www.pbc.gov.cn/hanglingdao/128697/128728/128832/4232138/index.html)

²² 中国人民銀行ウェブサイト

| | 表。 |
|-------|-------------------------------------|
| 5月26日 | 韓正副総理が「炭素排出ピークアウト・カーボンニュートラル工作指導 |
| | グループ第1回全体会議」を主宰。 |
| 7月1日 | 中国人民銀行等が「グリーンボンド支援プロジェクト目録(2021年版)」 |
| | (以下、目録)を施行。 |
| 7月16日 | 全国炭素排出量取引市場が正式に取引を開始。 |

(出所) 中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト、新聞報道等を基に作成

中国は第 14 次 5 ヵ年計画において、2030 年までの炭素排出ピークアウト行動計画を制定する方針を掲げている。また、炭素排出ピークアウト・カーボンニュートラル工作指導グループの統一的手配の下で、国家発展改革委員会が関係部門との合同で炭素排出ピークアウト・カーボンニュートラルのトップダウン設計文書を策定しているほか、「1+N」政策体系の構築を急いでいる。さらに、国家エネルギー局が第 14 次現代エネルギー体系計画及び分野別エネルギー計画の編成作業を進めている。この他、科学技術部が科学技術による炭素排出ピークアウト支援、カーボンニュートラル行動プラン、技術ロードマップの策定を加速しているとされる【23】。

中国の脱炭素政策の今後の方向性を検証する上では、これらの計画の公表が待たれるところである。当面の焦点となるのは化石エネルギー(主に石炭)から再生可能エネルギー(太陽光及び風力発電等)への転換であるが、中国は世界最大の再生可能エネルギー市場・設備製造国という優位性を持つことから、今後はエネルギー転換が加速していくことが見込まれる。章建華・国家エネルギー局長は「2020年末現在、中国の再生可能エネルギー発電設備の総規模は9億3,000万キロワット、総設備に占める割合は42.4%に達した。このうち、水力発電が3億7,000万キロワット、風力発電が2億8,000万キロワット、太陽光発電が億5,000万キロワット、バイオマス発電が2,952万キロワットで、それぞれ16年、11年、6年、3年連続で世界トップ。現在、中国の設備の約40%、発電量の約30%が再生可能エネルギーであり、すべての再生可能エネルギー設備は世界一である」と強調している【24】。

他方、国家統計局の第4回経済センサスの調査結果によれば、2018年末現在、石炭採掘・ 洗選業の従業員数は347万人に上るとされる【25】。社会的安定を極めて重視する習近平政 権にとって、雇用問題は極めてセンシティブな政策課題であり、石炭産業の構造調整には慎 重に対応せざるを得ない側面もあることから、再生可能エネルギーへの転換は漸進的に推 進されるのではないかと見る向きもある。

中長期的には、現行技術によるカーボンニュートラルの実現は現実的には困難であることから、2060年に向けた技術的ボトルネックのブレークスルーや新たな技術イノベーションがカギを握る。中国政府は現在、技術ロードマップの策定を推進しているが、科学技術部が中心となって作業を進めているのは、そういう技術的な背景もあると指摘される。

いずれにしても、中国は世界最大のエネルギー消費量国、CO2 排出国であると同時に、 再生可能エネルギー分野における最大の投資国ともなっており、ポスト・コロナを見据えた 低炭素社会構築の行方は中国にかかっているといっても過言ではないといえよう。

(2021年9月15日記)

²³ 「経済日報」2021年4月30日(http://paper.ce.cn/jjrb/html/2021-04/30/content 442692.htm)

²⁴ 国家エネルギー局ウェブサイト(http://www.nea.gov.cn/2021-03/30/c_139846095.htm)。 ²⁵ 中国鉱業網ウェブサイト

⁽http://www.chinamining.org.cn/index.php?a=show&c=index&catid=6&id=30253&m=cont ent)。 なお、中国の経済センサスは 5 年周期(西暦末尾が 3、8 の年の 12 月 31 日現在)で実施されている。

一コラム 中国長江デルタ地域の環境規制 一

キャストグローバルグループ代表 弁護士・税理士・香港ソリシター 村尾 龍雄

第一、 はじめに

2021年8月18日午前、生態環境部部長の黄潤秋は、国務院報道弁公室の記者会見【26】に出席し、「第13次5か年計画」規画綱要により確定された9つの生態環境にかかる拘束性指標及び汚染防止処理攻略戦の段階的目標が全面的につつがなく超過達成され、生態環境が明らかに改善されたと述べた。本稿では、長江デルタに関係する2011年以降の環境規制政策、法律及び地方法規を整理するとともに、かつ、長江デルタ各地の国有土地上の建物の収用補償に関連する規定を列挙する。

一、長江デルタ地域の概念

長江デルタの概念は、歴史と地理の長期的変遷、市場と政府の共同作用の結果として生まれたものである。地域経済の基盤形成から学術的観点と政策提言の提起、更には地域政策規画の制定へと至る完全な論理的繋がりの中で、市場の主導的役割は基礎的なものであり、政府の秩序立った指導により、長江デルタの概念は地域の地質・地形を概括的に説明するものから経済的意義を付与された政策の土台へと発展した。【27】

1、地理学的概念としての長江デルタ地域

長江デルタは、中国及び世界の著名な河口デルタの 1 つである。デルタの頂点は江蘇省儀徴付近にあり、そこから東方向に大よそ揚州、泰州、海安、栟茶に沿ったラインがデルタの北側の境界で、頂点から東南方向に大茅山、天目山東麓の沖積扇に沿って杭州湾北岸までがその西南側と南側の境界である。北緯 30°20′~32°30′、東経 119°24′~122°30′の間にあり、面積は 4 万平キロメートルに達する。【28】

2、地域的概念としての長江デルタ地域

2010年6月、「長江デルタ地区地域規画の印刷発布に関する国家発展改革委員会の通知」(発 改地区[2010]1243号)において、当該規画の範囲に上海市、江蘇省及び浙江省を含み、地域面 積は21.07万平方キロメートル、そのうち、中核区は16都市であり【29】、規画期間は2009年 から 2015 年で、長期的には 2020 年までを展望する旨が示された。

2016 年 6 月、国家発展改革委員会及び住宅・都市農村建設部は、「長江デルタ都市群発展規画」(発改規画 [2016] 1176 号)を発表した。その中で、規画範囲は 26 都市【30】とされ、これら 26 都市が長江デルタ都市群と定義され、面積は 21.17 万平方キロメートル、規画期間は 2016 年から 2020 年で、長期的には 2030 年までを展望する旨が示された。

2019 年 12 月、中共中央及び国務院は、「長江デルタ地域一体化発展規画綱要」を発表した。その中では、「中心区」が「都市群」の概念に置き換わり、「都市群」の 26 都市に温州市が追加されて「中心区」は 27 都市となった。すなわち、「規画範囲には、上海市、江蘇省、浙江省及び安徽省の全域(面積 35.8 万平方キロメートル)を含む。上海市、江蘇省の南京、無錫、常州、蘇州、南通、揚州、鎮江、塩城及び泰州、浙江省の杭州、寧波、温州、湖州、嘉興、紹興、金華、舟山及び台州並びに安徽省の合肥、蕪湖、馬鞍山、銅陵、安慶、滁州、池州及び宣城の 27 都市を中心区(面積 22.5 万平方キロメートル)とし」、「上海の青浦、江蘇の呉江及び浙江の嘉善を長江デルタ生態グリーン一体化発展モデル区(面積は、約 2300 平方キロメートル)とし、長江デルタ地区の更に質の高い一体化発展を模範的に統率させる。上海の臨港等の地区を中国(上海)自由貿易試験区の新エリアとし、国際的に通用する規則と連接し国際的市場影響力及び競争力を更に有する特殊経済機能区を構築する」と示されている。この規画綱要は、長江デルタの現在及び今後の一定の期間の一体化発展を指導する綱領性文書であり、関連する規画及び政策を制定する根拠である。規画期間は 2025 年までであり、長期的には 2035 年までを展望する。

二、長江デルタ地域の経済

長江デルタ地区は、中国において経済発展が最も活発で、開放度が最も高く、イノベーション能力が最も高い地域の 1 つであり、国の現代化建設の大局及び全方位への開放という局面において大きな影響力を有する戦略的地位にある。【31】

2021年5月11日の第7回全国人口センサス公報及び国家統計局が公表したデータによると、中国の総人口は、14億4,349万7,378人である。2020年の中国のGDPは101兆5,986億元であり、このうち長江デルタ3省1市のGDP合計は全国のGDPの4分の1に近い。長江デルタ3省1市の人口及びGDPは、次の図のとおりである。

38

²⁶ https://www.mee.gov.cn/ywdt/zbft/202108/t20210818_858184.shtml

²⁷ 劉雅媛・張学良「長江デルタ」概念の変遷と一般化——近代以降の地域経済枠組みに基づく研究[J] 財経研究 2020, 46(4): 94-108

²⁸ 中国科学院地理科学及び資源研究所が「中国大百科全書·中国地理」から抜粋・編纂したもの http://www.igsnrr.cas.cn/cbkx/kpyd/zgdl/cndm/202009/t20200910_5692356.html

²⁹ 上海市、江蘇省の南京、蘇州、無錫、常州、鎮江、揚州、泰州及び南通、浙江省の杭州、寧波、湖州、 嘉興、紹興、舟山、台州

³⁰ 規画範囲:上海市、江蘇省の南京、無錫、常州、蘇州、南通、塩城、揚州、鎮江、泰州、浙江省の杭州、寧波、嘉興、湖州、紹興、金華、舟山、台州、安徽省の合肥、蕪湖、馬鞍山、銅陵、安慶、滁州、池州、宣城等の 26 都市

^{31 「}長江デルタ地域一体化発展規画綱要」

| 省/市 | 第7回全国人 ロセンサスに よる人口数 【 ³² 】 | 全国の人口に 占める 割合 | 2020年 GDP 【 ³³ 】 (兆元) | 2021 年上半期 【 ³⁴ 】GDP (億元) |
|-----|--|---------------------|--|---|
| 上海市 | 2,487 万 895 | 1.76% | 3.87 | 2 兆 102 |
| 江蘇省 | 8,474 万 8,016 | 6.00% | 10.27 | 5 兆 5,199 |
| 浙江省 | 6,456 万 7,588 | 4.57% | 6.46 | 3 兆 4,556 |
| 安徽省 | 6,102 万 7,171 | 4.32% | 3.87 | 2 兆 576 |

第二、 長江デルタ地域の環境規制

一、国の政策

2011年12月、「国の環境保護にかかる『第12次5か年計画』規画」(国発[2011]42号)において、「長江デルタ、珠江デルタ等の地域における製紙、捺染、皮革製造、農薬、窒素肥料等の業種における単純な生産能力拡大プロジェクトの新規建設を厳格に統制する」、「都市における大気汚染防止処理を推進する。大気汚染の連合予防・連合規制重点地域において、地域の空気環境品質評価体系を確立し、複数の汚染物質協同規制を展開し、地域の大気汚染物質特別排出制限値を実施し、火力発電、鉄鋼、非鉄、石油化学、建材、化学工業等の業種に対し重点的な防止規制をする。北京・天津・河北、長江デルタ及び珠江デルタ等の地域においてオゾン、微小粒子状物質(PM2.5)等の汚染物質モニタリングを展開し、地域の連合法律執行検査を展開する」ことが提起された。

2013 年 9 月、国務院から「大気汚染防止処理行動計画」(国発[2013]37 号、以下「大気十条」という。)が発表された。「大気十条」の具体的な指標は、「2017 年までに、全国の地級以上の都市において、粒子径 10μm 以下の粒子状物質の濃度を 2012 年比で 10%以上引き下げ、優良日数を年々引き上げる。北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタ等の地域の微小粒子状物質の濃度をそれぞれ 25%、20%、15%程度引き下げ、そのうち北京市の微小粒子状物質の年平均濃度を 60 マイクログラム/㎡程度に規制する」というものであった。生態環境部弁公庁が 2018 年 5 月に発布した「『大気汚染防止処理行動計画』実施状況の最終期間考査結果に関する通報」(環弁大気函[2018]367 号)によれば、「『大気十条』により定められた空気品質改善目標は完全に達成された」とのことである。

「大気十条」と 2014 年改正の「環境保護法」の発布・施行は、国務院が 2015 年 4 月に「水汚染防止処理行動計画」(国発[2015]17 号、以下「水十条」という。)を発表する良好な基礎となり、その良い参考ともなった。「水十条」によって定められた業務目標は、2020 年までに全国の水環境品質を段階的に改善し、北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタ等の地域の水の生態環境状況を好転させること、2030 年までに全国の水環境品質の全体的な改善を目指し、水の生態系機能を初歩的に回復させること、そして、今世紀中葉までに生態環境の質をあらゆる面で改善し、生態系の良好な循環を実現することであった。

2016年5月、国務院は、「土壤汚染防止処理行動計画」(国発[2016]31号、以下「土十条」という。)を発表した。「土十条」では、2020年までに全国の土壌汚染の悪化傾向をひとまず抑制し、土壌環境品質の全体的な安定を維持し、農用地及び建設用地の土壌環境の安全性が基本的に保障され、土壌環境リスクが基本的にコントロールされるようにすること、2030年までに全国の土壌環境品質が着実に良い方向に向かい、農用地及び建設用地の土壌環境の安全性が効果的に保障され、土壌環境リスクがあらゆる面でコントロールされるようにすること、そして、今世紀中葉までに土壌環境の質をあらゆる面で改善し、生態系の良好な循環を実現することが提起された。

2016年11月、「『第13次5か年計画』生態環境保護規画」(国発[2016]65号)において、「地域の大気汚染連合予防・連合規制を深化させる。北京・天津・河北及び周辺地区、長江デルタ、珠江デルタ等の地域の大気汚染連合予防・連合規制を全面的に深化させ、常態化された地域協力メカニズムを確立し、地域内の統一規画、統一標準、統一モニタリング、統一防止処理を実現する」、「重点地域において石炭消費総量を厳格に規制し、北京・天津・河北及び山東、長江デルタ、珠江デルタ等の地域、並びに空気の質のランキングがやや低い10位までの都市のうち、石炭燃焼により受ける影響が比較的大きい都市において、石炭消費のマイナス成長を実現する必要がある」、「土壌汚染の処理及び修復を展開する。北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタ、東北の旧工業基地の地区における都市、及び鉱産資源枯渇型都市等の汚染区画が集中分布する都市について、再開発利用される汚染区画の防止処理及び修復を、規範的に、かつ、秩序を有して展開する必要がある」、「重点地区の重点業種における揮発性有機化合物の排出を規制する。北京・天津・河北及び周辺地区、長江デルタ地区並びに珠江デルタ地区、並びに成都・重慶、武漢及びその周辺、遼寧中部、陝西の関中、長沙・株洲・湘潭等の都市群において、揮発性有機化合物の排出規制を全面的に強化する」ことが提起された。

2021年3月、「中華人民共和国国民経済及び社会発展第14次5か年計画並びに2035年遠景目標綱要」において、「汚染防止処理行動を深く展開する」、「北京・天津・河北及び周辺地区、 汾渭平原、長江デルタ地区の空気の質を持続的に改善し、各地の実情に応じて北方地区のクリーン暖房、工業炉の処理及び非電力業種の超低排出改造を推進し、揮発性有機化合物排出の総合的

^{32 2021}年5月11日第7回全国人口センサス公報(第3号)

³³ データの出典は、各地の政府業務報告である。

³⁴ 人民網「31 省・区・市経済半期報告:11 省・市の GDP が 2 兆元を超え、北京・上海の 1 人あたり平均 GDP は 8 万元を超えた。」

http://finance.people.com.cn/n1/2021/0801/c1004-32177011.html

な整理を加速し、窒素酸化物及び揮発性有機化合物の排出総量をそれぞれ 10%以上引き下げる」ことが言及された。現在は、「第 14 次 5 か年計画」の生態環境保護規画及び専門項目規画が編成されているところである。2021 年 6 月 11 日の生態環境部・部常務会議においては、生態環境保護規画及び専門項目規画の編成にあたってはトップダウン設計を行うこと、また、汚染防止処理の攻略戦を十分に戦い抜くことにかかる意見、「第 14 次 5 か年計画」における生態環境保護規画、生態環境保護専門項目規画の三者を有機的に結びつけることが強調された。

二、長江デルタ地域の一体化

2018 年 11 月 5 日、第 1 回中国国際輸入博覧会において、習近平総書記が長江デルタ地域の一体化発展を支持し、これを国家戦略に昇格させると宣言した。李克強総理は、2019 年の「政府業務報告」において、長江デルタ地域の一体化発展にかかる規画綱要を編成・実施することを明確に打ち出した。

「長江デルタ地域一体化発展規画綱要」(以下「規画綱要」という。)は、2019年5月13日の中共中央政治局会議における審議を経て、2019年12月に中共中央及び国務院から発表され、実施された。規画綱要では、科学イノベーション産業、インフラストラクチャー、生態環境、公共サービス、対外開放、体制メカニズムの6大分野について施策がなされた。

この規画綱要の段階別の目標は、2025年までに、「長江デルタの一体化発展について実質的な 進展を取得する」、「一体化発展の体制メカニズムを全面的に確立する」、「生態環境の共同保護処 理能力を著しく引き上げる」こと、2035年までに、「長江デルタの一体化発展を比較的高い水準 に到達させる」、「一体化発展の体制メカニズムを更に完全化し、全国においてより質の高い一体 化発展の先頭を歩む」ことである。

その後、「長江デルタ地域一体化発展規画綱要」の実施を深めるため、浙江省では 2019 年 6 月に「浙江省長江デルタ地域一体化発展推進行動方案」が、上海市では 2020 年 1 月に「上海市 『長江デルタ地域一体化発展規画綱要』貫徹実施方案」が、江蘇省では 2020 年 4 月に「『長江 デルタ地域一体化発展規画綱要』江蘇実施方案」が、安徽省では 2020 年 11 月に「安徽省長江 デルタ地域一体化発展規画綱要実施行動計画」がそれぞれ発布された。

2021年1月、生態環境部が、国家発展改革委員会、中国科学院と共同で「長江デルタ地域生態環境共同保護規画」(以下「保護規画」という。)を編成し、長江デルター体化発展推進指導グループ弁公室から発表された。「保護規画」では、長江デルタ地域の今後の一定の期間につき、重点的に推進するべき 5 項目の主要業務が打ち出されており、その中には「大気汚染総合防止処理の連合展開、流域の水環境処理の共同推進、陸海統合による河口・湾の総合整備の実施及び地域の土壤安全利用水準の向上を含め、境界を跨ぐ環境汚染を共同で処理する」、「汚水収集処理施設の建設強化、個体廃棄物・危険廃棄物の連合防止処理の強化、港湾環境施設の建設推進、地域の環境緊急対応能力の建設計画及び生態環境モニタリング体系の共同建設を含め、環境イン

フラストラクチャーを共同で建設する」ことが含まれている【35】。

三、法律

2014年4月、施行から25年が経過していた「環境保護法」の初めての改正が行われ、2015年1月1日に施行され、当時は史上最も厳しい環境保護法と称された。改正後の環境保護法では、環境保護に対する政府の監督管理職責がより明確になり、生態保護のレッドライン、汚染物質の総量規制、環境モニタリング及び環境アセスメント、行政区域を跨いだ連合防止処理等の環境保護にかかる基本制度が整備され、企業の汚染防止処理責任が強化され、環境違法行為に対する法的制裁が拡大されるとともに、政府、企業による環境情報の公開及び大衆による環境保護への参与、監督について系統的な規定がなされ、法律条文も従来の47条から70条に増え、法律の実行可能性と可操作性が強まった。

2015 年 8 月、第 12 期全国人民代表大会常務委員会第 16 回会議において、「大気汚染防止処理法」の第 2 回改正が行われ、新たに改正された「大気汚染防止処理法」は 2016 年 1 月 1 日から正式に施行された。2015 年に改正された「大気汚染防止処理法」は、改正前の 7 章 66 条から 8 章 129 条に拡大され、倍近くの内容が加わり、改正前と比較するとほぼすべての法律条文が改められた。2018 年 10 月、「『野生動物保護法』等の 15 件の法律を改正することに関する全国人民代表大会常務委員会の決定」により、再び「大気汚染防止処理法」における出入境検査検疫、環境保護、林業、品質監督、工商行政等の部門にかかわる関連の記述【36】が改められた。

2014年の「環境保護法」改正及び 2015年の「大気汚染防止処理法」改正の後を受け、2017年6月27日、第12期全国人民代表大会常務委員会第28回会議において、新たに改正された「水汚染防止処理法」が審議採択され、2018年1月1日から全国で施行された。

2018年6月、中共中央及び国務院が「生態環境保護を全面的に強化し、汚染防止処理の攻略戦を断固として戦い抜くことに関する意見」を発布し、同7月には全国人民代表大会常務委員会が特に会議を開催して「生態環境保護を全面的に強化し、汚染防止処理の攻略戦の戦いを法により推し進めることに関する決議」(以下「決議」という。)を審議採択した。「決議」では、生態環境保護にかかる最も厳格で厳密な法制度を確立・健全化することが提起された。

2018 年 8 月、第 13 期全国人民代表大会第 5 回会議において「土壤汚染防止処理法」が採択され、2019 年 1 月 1 日に正式に施行された。水汚染防止処理法、大気汚染防止処理法の後を受けたこの法律は、土壌汚染防止処理の分野の専門的な法律であり、環境保護分野での、特に汚染

^{35 「}長江デルタ地域生態環境共同保護規画」についての記者質問に対する生態環境部関係責任者の回答http://www.mee.gov.cn/zcwj/zcjd/202101/t20210114_817431.shtml

³⁶ 例えば、第52条の「環境保護主管部門」が「生態環境主管部門」に、「品質監督、工商行政管理等の関係部門」が「市場監督管理等の関係部門」に改められた等である。

防止処理における立法の空白を埋めるものとなった。

2020年12月、第13期全国人民代表大会第24回会議において、「長江保護法」が表決により 採択され、2021年3月1日から施行された。長江保護法は、総則、規画及び管理規制、資源保 護、水汚染の防止処理、生態環境の修復、環境に配慮した発展、保障及び監督、法律責任並びに 附則の9章、計96条からなる。長江保護法では、国が長江流域の調整メカニズムを確立するこ と、長江保護業務を一元的に指導・調整すること、長江の保護にかかる重大政策、重大規画を審 議すること、地区・部門を跨ぐ重大事項を調整すること、長江の保護にかかる重要業務の実施状 況を督促し検査することが定められた。長江の水環境を保護するため、長江保護法では、長江流 域の水汚染防止処理、監督管理の程度が強化され、総リン排出総量を効果的に規制すること、都 市・農村の汚水収集処理能力を引き上げること等が定められた。

2020年4月、第13期全国人民代表大会第17回会議において、改正後の「固体廃棄物環境汚染防止処理法」が審議採択され、改正後の固体廃棄物環境汚染防止処理法(以下「固体廃棄物法」という。)が2020年9月1日から施行された。新たに改正された「固体廃棄物法」では、固体廃棄物による環境汚染の防止処理において、減量化、資源化及び無害化の原則を堅持することが明確にされ、また、国が生活ごみ分別制度を普及させ、県級以上の地方政府に対し分別廃棄、分別収集、分別運送、分別処理という生活ごみ管理システムを速やかに確立するよう求めることが明確にされた。法律では、建築ごみ、工業固体廃棄物、農業固体廃棄物等の環境汚染防止処理制度も整えられた。

2018年3月に成立した第13期全国人民代表大会は、2021年1月までに、土壤汚染防止処理法、長江保護法、生物安全法を制定し、固体廃棄物環境汚染防止処理法等を改正して、生態環境保護にかかる12件の法律と1つの決定の制定・改正業務を完了している。次の段階は、生態環境保護の立法面における具体的な手配を強化することであり、主たる立法目標は、①環境騒音汚染防止処理法、環境影響評価法の改正等を含む汚染防止処理面の立法・改正項目、②湿地保護、国家公園、野生動物保護、黄河保護、南極における活動及び環境保護等の法律の制定・改正を含む生態保護面の立法・改正項目、③鉱産資源法、草原法、漁業法の改正等を含む資源利用面の立法・改正項目の3つである。

四、地方法規

長江デルタ地域の各省・市における環境保護に関する主な法規は、次のとおりである。

| 都市 | 法規 | 施行日 |
|-----|----------------|--------------------------|
| 上海市 | 上海市環境保護条例 | 2018年12月20日改正、2019年1月1日施 |
| | | 行 |
| | 上海市大気汚染防止処理条例 | 2018年12月20日改正、2019年1月1日施 |
| | | 行 |
| 江蘇省 | 江蘇省大気汚染防止処理条例 | 2018年11月23日改正、同日施行 |
| | 江蘇省循環経済促進条例 | 2015年9月25日公布、2016年1月1日施行 |
| | 江蘇省長江水汚染防止処理条例 | 2018年3月28日改正、2018年5月1日施行 |
| | 江蘇省固体廃棄物環境汚染防止 | 2018年3月28日改正、2018年5月1日施行 |
| | 処理条例 | |
| 浙江省 | 浙江省水土保持条例 | 2020年11月27日改正、同日施行 |
| | 浙江省水汚染防止処理条例 | 2020年11月27日改正、同日施行 |
| | 浙江省大気汚染防止処理条例 | 2020年11月27日改正、同日施行 |
| 安徽省 | 安徽省環境保護条例 | 2017年11月17日改正、2018年1月1日施 |
| | | 行 |
| | 安徽省大気汚染防止処理条例 | 2018年9月29日改正、2018年11月1日施 |
| | | 行 |
| | 安徽省「固体廃棄物環境汚染防 | 2021年5月28日改正、2021年9月1日施行 |
| | 止処理法」実施弁法 | |
| | 安徽省淮河流域水汚染防止処理 | 2018年11月23日改正、2019年1月1日施 |
| | 条例 | 行 |

第三、 企業の移転について

2021年4月2日、南通市政府が長江保護法を根拠として、日系十数社を含む南通経済技術開発区の化学企業に移転を要請しているとのニュースが発表された【37】。また、化学工業日報が南通経済技術開発区で移転制作などの化学園区の構造調整を全般に担う保徳林副書記にインタビューしたところ、「日系企業7社を含む北部の化学企業を移転させる」とし、「北区は長江沿岸1キロメートル以内に位置し、(新設計画中の)蘇通大橋第二通路の保護エリアや居住区に隣接するなど安全・環境上の問題を抱えている。根拠は3月1日に施行した『長江保護法』と昨年11月に省政府が発表した『江蘇省化工園区化工集中区規範化管理通知(94号)』。今、何の対策も講じなければ3年後、上級政府が化工園区を再認定する際に認可が下りない危険性がある」と

44

^{37 2021}年4月2日化学工業日報1ページ

語ったとの続報が発表された【38】。

「長江保護法」によれば、化学企業に関する規定として、「本流・支流沿岸1キロ内の化学工業園区・化学プロジェクトの新設・拡大禁止」(第26条)、「長江流域における劇毒化学品及び国が内陸河川での運輸を禁止しているその他の危険化学品の水上運輸禁止」(第51条)がある。報道された化学企業について、これらの規定に違反することが指摘された可能性がある。

また、「江蘇省化学工業産業安全環境保護整備向上方案」及び「江蘇省化工園区化工集中区規 範化管理通知(94号)」は、長江沿岸1キロ内・ローエンド・低効率・安全環境衛生標準に到達 できない企業は移転又は撤退をすることを規定している。

本件について、移転要請の理由についてより詳細な公開情報は存在しないが、このように政府 の政策により移転をせざるを得ない企業については、次の措置が適用できる可能性がある。

一、移転の政策措置

「城鎮人口密集区の危険化学品生産企業移転改造に関する国務院弁公庁の指導意見」(国弁発 [2017] 77 号、2017 年 8 月 27 日公布) は下記のとおり、三つの政策措置を講じた。

- 1、税務税金政策支持の強化について、企業に移転機関において発生する移転収入及び移転支出 は、これらを暫定的に当期課税所得額に算入しないことができ、企業政策性移転所得税管理弁法 に基づいて執行する。
- 2、資金調達ルートの拡大について、銀行業金融機構による金融サービスの整備を奨励する。
- 3、土地政策支持の強化について、移転改造業務中、国有土地上の建物の収用、補償にかかる場合、「国有土地上の建物の収用及び補償にかかる条例」等の法律法規の規定に基づいて執行する。

二、移転に関する所得税管理

「企業の政策性移転に係る所得税管理弁法」(国家税務総局公告 2012 年第 40 号、2012 年 10 月 1 日施行、以下「40 号公告」という)は、企業の移転を政策性移転及び非政策性移転の 2 種類に分け、非政策性移転は企業が自らする移転又は商業性移転等が含まれると規定し(第 2 条)、第 3 条で政策性移転の定義を定めた。企業に移転機関において発生する移転収入及び移転支出は、これらを暫定的に当期課税所得額に算入しないことができ、移転が完了した年度において、移転収入及び支出について集計・総括して精算をすることができる。

第3条 「企業の政策性移転」とは、社会公共利益の必要により、政府主導のもとにおいて企業が全体的な移転又は部分的な移転をすることをいう。企業が次に掲げる必要の1つにより、関連文書・証明資料を提供する場合には、政策性移転に属する。

- (1)国防及び外交の必要
- (2)政府が実施を組織するエネルギー、交通及び水利等のインフラストラクチャーの必要
- (3)政府が実施を組織する科学技術、教育、文化、衛生、体育、環境及び資源保護、災害防
- 38 2021 年 4 月 28 日化学工業日報 1 ページ

止・減少、文物保護、社会福利並びに市政公用等の公共事業の必要

- (4)政府が実施を組織する保障性安定居住工事の建設の必要
- (5)政府が「都市農村規画法」の関係規定により実施を組織する、危険建物が集中し、及びイ
- ンフラストラクチャーが遅れている等の地区について行なう旧都市区の改造建設の必要
 - (6)法律及び行政法規所定のその他の公共利益の必要

三、国有土地上の建物の収用

1、国有土地上の建物の収用フロー

「国有土地上の建物の収用及び補償にかかる条例」に基づく収用決定及び補償のフローは 次の図のとおりである。

国民経済及び社会発展規画、土地利用総体規画、都市・農村規画及び専門項目規画に適合しなければならない。

建物収用部門が収用補償方案を立案し、市及び県級の人民政府に報告する。

市及び県級の人民政府は、関係部門を組織して収用補償方案について論証をさせ、かつ、公表し、公衆の意見を募集しなければならない。
意見募集期間は、30日を下回ってはならない。

意見募集状況及び公衆の意見に基づいた改正状況を公表する。

市及び県級の人民政府が社会安定リスク評価をする。 収用補償費用は、満額により払い込まれ、専用口座に預け入れられ、 専用資金として使用されなければならない。

市及び県級の人民政府が建物収用決定をした後に公告する。市及び 県級の人民政府並びに建物収用部門は、建物収用及び補償にかかる 宣伝及び解釈業務を適切にしなければならない。

建物が法により収用される場合には、国有土地使用権は、同時に回収される。

被収用建物の価値の補償については、建物収用決定の公告の日における被収用建物と類似する不動産の市場価額を下回ってはならない。 被収用建物の価値については、相応する資質を有する不動産価格評 価機構が建物収用評価弁法に従い評価・確定する。

不動産価格評価機構は、被収用者が所定の期間内に協議により選定する。協議が調わない場合には、少数が多数に服従するという原則に従い投票により決定し、又は抽選、くじ引き等の無作為方式を採用して確定する。

被収用者又は建物収用部門が評価報告に対し疑問を有する場合に は、評価報告を発行した不動産価格評価機構は、当該被収用者又は 建物収用部門に対し解釈及び説明をしなければならない。 被収用者は、建物収用決定について不服のある場合には、行政再議を申し立てることができ、 また、行政訴訟を提起することもできる。

評価結果に異議を有する場合には、評価報告 を受領した日から10日内に、不動産価格評価 機構に対し評価の再確認を申請しなければな らない。

再確認結果に対し異議を有する場合には、再確認結果を受領した日から10日内に、被収用建物所在地の評価専門家委員会に対し鑑定を申請しなければならない。

2、国有土地上の建物の収用補償

「民法典」の規定によれば、公共利益の必要のため、法律所定の権限及び手続により、集体の所有する土地、組織又は個人の建物その他の不動産を収用することができる。組織又は個人の建物その他の不動産を収用するにあたっては、法により収用補償を与え、被収用者の適法な権益を維持保護しなければならない。【39】

「都市不動産管理法」(2019年修正)によれば、公共利益の必要のため、国は、国有土地上の単位及び個人の建物を収用することができ、かつ、法により収去移転補償をし、被収用者の適法な権益を維持保護する(第6条)。

「国有土地上の建物の収用及び補償にかかる条例」によれば、建物収用決定をした市及び県級の人民政府が被収用者に対し与える補償には、被収用建物の価値にかかる補償、建物の収用によりもたらされる移転及び臨時安定配置にかかる補償、建物の収用によりもたらされる生産停止・営業停止による損失にかかる補償が含まれる(第17条)。同時に、建物の収用により移転がもたらされる場合には、建物収用部門は、被収用者に対し移転費を支払わなければならない(第22条)。建物の収用によりもたらされる生産停止・営業停止にかかる損失の補償は、建物が収用される前の効果・利益、生産停止・営業停止期間等の要素に基づきこれを確定する(第23条)。また、建物収用の実施については、先に補償し、その後移転させなければならない(第27条)。

(1) 上海市における非居住建物の収用にかかる補償及び生産停止・営業停止の損失にかかる 補償

「上海市国有土地上の建物の収用及び補償にかかる実施細則」(市政府令第71号、2011年10月19日施行)

第 34 条 非居住建物を収用する場合には、被収用者及び公有建物賃借人は、金銭補償を選択することができ、また、建物財産権の交換を選択することもできる。非居住建物を収用する場合には、被収用者及び公有建物賃借人に対し次の補償を与えなければならない。

- (一) 被収用建物の市場評価価額
- (二) 設備移転及び据付費用

第117条 公共の利益の必要のため、法律に定める権限及び手続により不動産又は動産を収用し、又は強制使用する場合には、公平かつ合理的な補償を与えなければならない。

第243条 公共利益の必要のため、法律所定の権限及び手続により、集体の所有する土地、組織又は個人の建物その他の不動産を収用することができる。

集体の所有する土地を収用するにあたっては、法により土地補償料、安定配置補助料並びに農村村民の住宅、その他の地上の附着物及び青田等の補償費用を全額により支払い、かつ、土地を収用される農民の社会保障費用を手配し、土地を収用される農民の生活を保障し、土地を収用される農民の適法な権益を維持保護しなければならない。

組織又は個人の建物その他の不動産を収用するにあたっては、法により収用補償を与え、被収用者の適 法な権益を維持保護しなければならない。個人の住宅を収用する場合には、更に被収用者の居住条件を保 障しなければならない。

いかなる組織又は個人も、収用補償料等の費用を横領し、流用し、ひそかに分配し、滞留させ、又はその支払いを遅延してはならない。

- (三)使用を回復するすべのない設備については、再調達価格に新旧程度を考慮して決算した費用
- (四) 生産停止・営業停止にかかる損失補償

被収用者及び公有建物賃借人が期日どおりに移転した場合には、移転奨励を与えなければならない。具体的な奨励標準は、区(県)の人民政府がこれを制定する。

第 35 条 非居住建物を収用したことにより被収用者及び公有建物賃借人に生産停止・営業停止 にかかる損失をもたらした場合の補償標準は、被収用建物の市場評価価額の 10%に従い確定す る。

被収用者及び公有建物賃借人は、その生産停止・営業停止にかかる損失が被収用建物の市場評価価額の 10%を超えると認める場合には、建物収用部門に対し、建物が収用される前 3 年の平均効果・利益、生産停止・営業停止期間等の関連する証明資料を提供しなければならない。建物収用部門は、不動産価格評価機構に委託して生産停止・営業停止にかかる損失について評価をさせ、かつ、評価結果に従い補償をしなければならない。被収用者及び公有建物賃借人は、評価結果について異議がある場合には、第 25 条第 3 項の規定に従い再審査及び鑑定を申請することができる。

(2) 江蘇省における生産停止・営業停止の損失に対する補償

「『国有土地上の建物の収用及び補償にかかる条例』を徹底実施することにかかる若干の問題に 関する江蘇省の規定」(蘇政発[2011]91 号、2011 年 8 月 1 日施行)

第11条 建物の収用により生産停止・営業停止にかかる損失がもたらされた場合の補償については、収用当事者が協議により確定する。協議が不調である場合には、既に選定され、又は確定されている不動産価格評価機構に委託して評価を通じて確定させることができる。

第12条 「生産停止・営業停止にかかる損失」とは、建物の収用により生産停止・営業停止が もたらされたことによる直接的な効果・利益の損失をいう。

生産停止・営業停止にかかる損失補償は、建物が収用される前の効果・利益、生産停止・営業 停止期間等の要素に基づきこれを確定する。

第13条 建物が収用される前の効果・利益は、原則として、建物の収用が決定される前3年の平均効果・利益に従い計算する。3年に満たない場合には、実際の年数に従い計算する。平均効果・利益を計算するにあたっては、納税状況を考え合わせ、会計計算その他の関係資料を根拠としなければならない。具体的な計算方法は、区を設ける市及び県(市・区)の人民政府がこれを定める。

被収用者が金銭補償を選択する場合には、生産停止・営業停止期間は、被収用者が実際に移転 した日から、従前の生産方式又は経営方法により従前の生産経営規模まで回復するのに必要な 社会平均時間とする。被収用者が財産権の交換を選択する場合には、生産停止・営業停止期間は、 被収用者が実際に移転した日から財産権交換建物の通知が交付される日までとする。被収用者 が建物収用部門の提供する類似建物の融通を使用した場合には、融通建物を使用した期間は、相

^{39 「}民法典」

応して控除する。

(3) 浙江省における非住宅建物収用にかかる補償

「浙江省国有土地上の建物の収用及び補償にかかる条例」(2020年改正、2020年9月24日施行)

第28条 非住宅建物を収用する場合には、建物収用部門は、移転費及び臨時安定配置費を一括で支払わなければならない。そのうち、移転費には、機器設備の解体費、運搬費、据付費、調整テスト費及び移転後に使用を回復するすべのない生産設備の再調達費等の費用を含む。

移転費及び臨時安定配置費の具体的な標準は、区を設ける市及び県(市)の人民政府がこれを定める。

第 29 条 非住宅建物の収用により生産停止・営業停止にかかる損失をもたらした場合には、建物が収用される前の効果・利益、生産停止・営業停止期間等の要素に基づき補償を与えなければならない。補償の標準は、被収用建物の価値の 100 分の 5 を下回らず、具体的な標準は、区を設ける市及び県(市)の人民政府がこれを定める。

生産経営者は、その生産停止・営業停止にかかる損失が前款の規定により計算した補償料を超えると認める場合には、建物収用部門に対し、建物が収用される前3年の効果・利益、納税証憑、生産停止・営業停止期間等の関連する証明資料を提供しなければならない。建物収用部門は、法により設立された不動産価格評価機構に生産経営者と共同で委託して生産停止・営業停止にかかる損失について評価をさせ、かつ、評価結果に従い補償料を支払わなければならない。

生産経営者又は建物収用部門は、評価結果について異議がある場合には、評価結果を受領した 日から 10 日内に、不動産価格評価専門家委員会に対し鑑定を申請しなければならない。鑑定費 用は、申請人がこれを負担する。鑑定により原評価結果が取り消された場合には、鑑定費用は、 原評価機構がこれを負担する。

以上

筆者紹介:1990 年 京都大学経済学部経済学科卒業。神戸市役所を経て 95 年 弁護士登録。99 年 村尾龍雄法律事務所、2000 年 キャストコンサルティング (上海)、02 年 弁護士法人キャストを設立。中国事業のコンサルティングは 20 年以上の実績をもつ。日系企業のアジア進出サポートのため、2007 年香港、2012 年ミャンマー、2013 年ベトナムに拠点を設立。2020 年合併に伴い、弁護士法人キャストグローバルに社名変更、キャストグローバルグループ創業パートナーCEO に就任。異なる 11 におよぶ専門家集団でワンストップサービスの提供を実現する。上海市に貢献のあった外国人に付与される「白玉蘭賞」を2度受賞。

ご照会先

株式会社国際協力銀行 北京代表処

中華人民共和国 北京市建国門外大街 2 号 銀泰中心 C座 2102 号

Tel: +86-10-6505-8989 Fax: +86-10-6505-3829

本レポートは中国に関する戦略的情報を株式会社国際協力銀行 北京代表処が皆様に 無償ベースにて提供するものであり、当代表処は情報利用者に対する如何なる法的責任 を有するものではありませんことをご了承下さい。

